

【注】この例はあくまでも参考であり、法令遵守規則に定めるべき事項が記載されたものであれば、形式等は問いません。

輸出入関連業務に係る法令遵守規則

第1章 総則

（目的及び適用範囲）

第1条 ●●社法令遵守規則（以下「本規則」という。）は、●●社（以下「当社」という。）が行う通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務（以下「輸出入関連業務」という。）及び関税法、通関業法その他関係法令に規定する税関手続について、法令を遵守し、業務を適正かつ円滑に遂行することを目的として定める。

2 本規則は、当社が行う輸出入関連業務及び関税法、通関業法その他関係法令に規定する税関手続に適用する。

（基本方針）

第2条 国際交易の一翼を担う当社は、適正・円滑な輸出入貿易に資する観点から、関税法、通関業法その他関連法規を誠実に遵守し、輸出入関連業務を適正に行うため、以下を当社の基本方針とする。

- 一 輸出入関連業務の遂行に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- 二 法令遵守のため必要な社内体制の整備を図る。
- 三 通関業者としての良識をもって業務を行うものとし、社会的な信用及び品位を害するような行為は行わない。
- 四 本規則及び別途策定する業務手順書に定めるところにより、適正に業務を行う。

第2章 組織

（組織）

第3条 法令遵守の観点から、輸出入関連業務全般に関する責任・管理体制等について業務の適正な運営を図るため、最高責任者及び下記の部門を置く。なお、第2号及び第3号に規定する部門については、原則として、営業所ごとに置く。

- 一 総括管理部門（輸出入関連業務について第2号から第4号の部門を総合的に管理する部門をいう。以下同じ。）
- 二 通関部門
- 三 顧客（荷主）管理部門
- 四 法令監査部門

（最高責任者）

第4条 適正な輸出入関連業務の遂行のため、代表取締役又はこれに準ずる者を最高責任者とする。

2 最高責任者は、第2条に規定する基本方針の適正な実施のため、次条各項に定める社内体制を整備するとともに、適正な運営がなされるよう有効な施策を講じる。

（社内体制の整備）

第5条 輸出入関連業務の遂行に際しての責任体制を明らかにするため、各部門における業務内容、従業員の権限及び責任の範囲を明確に定める。

- 2 各部門間、本支店間及び各従業員間等における情報の伝達及び共有化が確実に行われるよう連絡体制を整備する。また、各部門等における税関その他の関係官庁への連絡体制を整える。
- 3 輸出入関連業務に係る知識及び経験に応じて、従業員の適切な配置を行う。
- 4 会計帳簿及び財務書類の作成、保管及び会計監査を行う部門を定め、その責任の範囲を明確に定める。

（総括管理部門）

第6条 最高責任者は、法令遵守の観点から、総括管理部門を設置し、次の業務を行わせることとする。

- 一 社内体制の整備、本規則並びに業務手順書の策定及び改訂
- 二 各部門への指示、連絡及び調整
- 三 危機管理体制の整備
- 四 社内教育及び訓練の実施
- 五 輸出入関連業務（通関業務を除く。）の委託先に対する信頼度の調査、指導及び監督
- 六 法令監査部門からの勧告に対応する業務改善の措置

（通関部門）

第7条 各通関部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って通関業務の基本的作業である通関手続における貨物の確認及び関係書類に基づく適正かつ確実な申告並びに当該申告に関連する業務について、責任をもって遂行する。

- 2 各部門は、依頼を受けた通関手続その他の輸出入関連業務を行うに当たり、定められた業務手順書に従って関係書類の作成等を行う。
- 3 各部門は、依頼を受けた通関手続において、必要に応じて申告事項と当該申告に係る貨物の現況が一致していることを当該貨物、関係書類により確認するものとする。
- 4 各部門は、通関業務及び関連業務につき、定められた業務手順書に従って、帳簿を設け、収入に関する事項を記載するとともに通関業務に関する書類を一定期間保存するものとする。
- 5 各部門は、必要に応じて個別の輸出入関連業務が関税法、通関業法その他関係法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（顧客（荷主）管理部門）

第8条 各顧客（荷主）管理部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備し、定められた業務手順書に従って、当社が輸出入関連業務の依頼を受ける顧客等について、その資質や経営状況等を把握するとともに、通関手続に関する必要な助言及び遵守すべき貿易関係法令等についての教示を行う等、責任をもってこれらの業務を遂行する。

- 2 各部門は、必要に応じて個別の業務が関税法、通関業法その他関係法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（法令監査部門）

第9条 法令監査部門は、輸出入関連業務に関する法令遵守を実効あるものとするために、次の業務を行う。

法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（認定通関業者用）

- 一 業務手順書に則った定期的な監査の実施及び各部門における自己監査の支援
- 二 個別の輸出入関連業務が法令及び本規則に適合しているかの審査及び承認
- 三 監査結果等に基づく法令遵守に係る業務の改善措置の勧告
- 四 監査結果及び勧告の最高責任者及び統括管理部門への報告

（各部門における責任者）

第 10 条 各部門における輸出入関連業務を適正に遂行するため、部門ごとに責任者を設置する。

- 2 責任者は、関連法令、本規則及び業務手順書を理解し、これを遵守するため、各部門における輸出入関連業務に携わる従業員の指導、監督を行うとともに、業務手順書に基づき適正な指示を行う。

（従業員の責務）

第 11 条 従業員は、第 1 章に定める基本方針が企業活動の基本であることを理解し、本規則及び業務手順書に基づき、輸出入関連業務を適正に遂行する。

第 3 章 基本的業務

（輸出入通関業務）

第 12 条 特例委託輸入者から委託を受けて行う特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出者から委託を受けて行う特定委託輸出申告その他の通関手続の依頼を受け、当該申告から許可を受けるまでの手続及び当該手続に関連する業務について、次条から第 18 条までに定める手続を厳守するものとする。

（通関手続の受注に係る手続）

第 13 条 第 18 条第 1 項及び第 2 項に規定する手続を行った上で顧客等から通関手続の依頼を受け、場合には、通関依頼書、仕入書その他通関手続に必要な書類が適正に提供されていること及び委任状の内容を確認する。

（通関手続及び貨物の確認）

第 14 条 通関手続を行う際には、次の各号に定める事務を行う。

- 一 依頼を受けた通関手続の内容と前条に規定する必要な書類等の対査確認を行う。
- 二 通関書類の作成に際し、通関手続に係る貨物を正確に把握するため、必要に応じ貨物の内容等について確認を行う。
- 三 通関書類の作成において、課税価格、税表番号、統計品目番号、他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認等を要するか否か等について、疑義がある場合には、法令監査部門に確認するとともに、必要に応じて顧客に情報の提供を求める。
- 四 前号において、なお、疑義がある場合には、税関又は関係官庁に照会する。
- 五 次のような場合については、直ちにその状況を税関又は関係官庁に通報するとともに、総括管理部門に報告する。
 - イ 通関書類に係る貨物又は関係書類等について関係法令の規定に違反している疑いがある場合
 - ロ 通関手続の依頼を受けた貨物又は当該貨物に係る顧客等について不審な点があり、その疑

義について確認できない場合

ハ 第2号に規定する確認を行った貨物について、上記口のほか人の生命又は財産を害するような急迫した危険を生ずるおそれがあると認められる貨物があった場合

（特例申告貨物に係る輸入申告手続）

- 第15条 特例委託輸入者の依頼を受けて行う特例申告貨物の輸入申告においては、当該申告に係る顧客の信用状況、資質等を十分に把握するとともに、前条第2号に関わらず、当該申告項目と当該申告に係る貨物の現況が一致していることを当該貨物、関係書類等によりの確に確認を行う。
- 2 輸入申告に係る貨物の価格に照らして必要な担保が税関に提供されていることを確認する。

（特定委託輸出申告手続）

第16条 特定委託輸出申告手続における貨物の確認その他の手続については、第14条第2号に関わらず、次の各号に定めるところにより行う。

一 継続的に特定委託輸出申告を行う顧客等から依頼を受けた場合

イ 特定委託輸出申告を継続的に行う旨の依頼を顧客から受けた場合、当該申告に係る貨物の特定保税運送者の名称、輸出の許可を受けようとする保税地域の名称、外国貿易船等へ積み込もうとする開港等について確認する。

ロ 特定委託輸出申告に係る貨物が置かれている場所において当該貨物が適正に管理されていることについて、半年に1回以上、チェックシート（税関様式C第9170号）に基づき現地調査を行う。

ハ 上記口の調査の結果について、当該調査の都度、当該特定委託輸出申告を行おうとする税関官署に報告するとともに、当該申告に係る貨物を運送する特定保税運送者へ連絡する。

ニ 特定委託輸出申告を行おうとする際に、特定委託輸出申告を行おうとする際に、関係書類により当該申告項目と当該申告に係る貨物の現況が一致していることを的確に確認する。ただし、上記口の調査の結果、当該申告に係る貨物が適正に管理されていなかった場合は、貨物により当該確認を行う。

ホ 特定保税運送者が当該申告に係る貨物を運送する前に、当該特定保税運送者へ貨物の記号、番号、品名、数量、申告の時期その他当該貨物を特定するために必要な事項を確実に連絡する。

ヘ 特定委託輸出申告は、上記二により確認した内容及び関係書類に基づき、通関情報処理システムを使用して行う。

二 前号に規定する顧客等以外の顧客等から依頼を受けた場合

イ 顧客等から特定委託輸出申告の依頼を受けた場合、当該申告に係る貨物の特定保税運送者の名称、輸出の許可を受けようとする保税地域の名称、外国貿易船等へ積み込もうとする開港等について確認する。

ロ 特定委託輸出申告を行おうとする際に、当該申告項目と当該申告に係る貨物の現況が一致していることについて、原則として、貨物によりの確に確認する。

ハ 特定保税運送者が当該申告に係る貨物を運送する前に、当該特定保税運送者へ貨物の記号、番号、品名、数量、申告の時期その他当該貨物を特定するために必要な事項を確実に連絡する。

ニ 特定委託輸出申告は、上記ロにより確認した内容及び関係書類に基づき、通関情報処理システムを使用して行う。

（検査等への対応）

第 17 条 輸出入申告に係る貨物について税関による検査が行われることとなった場合には、速やかに関係書類の提出、検査への対応等を行う。

2 特定委託輸出申告に係る貨物について、検査又は運送中の事故等に対応するため、特定保税運送者との連絡体制を整備し、次のことを行う。

イ 検査が必要となった場合には、速やかに特定保税運送者へ検査場への運送等の必要な措置を指示する。

ロ 特定保税運送者が当該申告に係る貨物の運送を開始する前に確認する貨物の内容等について、当該特定保税運送者より第 16 条第 1 号ハ及びホ又は第 2 号ハにより連絡した内容と異なる旨の連絡があった場合は、直ちに、貨物の内容等について調査するとともに、その状況を総括管理部門へ報告し、指示を求める。この場合において、報告を受けた総括管理部門は第 22 条第 3 項の規定に基づき直ちに税関へ報告する。

ハ 特定保税運送者から運送中の貨物について、事故等があった旨の連絡があった場合は、当該特定保税運送者に事故等の経緯を確認するとともに、その状況を総括管理部門へ報告し、指示を求める。この場合において、報告を受けた総括管理部門は第 22 条第 3 項の規定に基づき直ちに税関へ報告する。

（顧客（荷主）管理）

第 18 条 通関手続を依頼する顧客等について、資質、経営状況等について把握するとともに、当該顧客等からの依頼を受けるか否かの判断を行う。なお、当該顧客等について不審な点を認めた場合には、速やかに顧客（荷主）管理部門の責任者に報告する。

2 前項に規定する顧客の資質等の把握の際には、当該顧客等について輸出入者コードの保有の有無を確認するとともに、保有していない場合には、保有するよう助言を行う。

3 顧客等から通関手続その他の輸出入関連手続について相談があった場合には、各種手続において必要となる書類、各種税関手続における利便性の違い等について助言を行うとともに、それらの手続において遵守すべき貿易関係法令等についての適切な教示を行う。

4 顧客等に関する情報その他機密性を有する情報については、適正に活用、伝達、整理するとともに、漏洩することのないよう厳重に管理する。

第 3 章第 13 条から第 18 条までの具体的な手順については、別に定める業務手順書に規定することとしても差し支えない。

第 4 章 他法令の法令遵守規則

（他法令の法令遵守規則）

第 19 条 総括管理部門は、他法令の法令遵守規則が別に定められている場合又は変更があった場合には、税関に報告する。

第 5 章 関連会社等の指導等

（関連会社等への委託及び指導）

第 20 条 総括管理部門は、各部門が外部の事業者に輸出入関連業務（通関業務を除く。）の一部を委託する場合には、委託の適否について審査を行うとともに、選定に当たっては委託先の信頼性を十分に把握して各部門に連絡する。

2 適正な輸出入関連業務の遂行を図るため、委託先が行うべき業務の内容、責任の範囲、担当者及び責任者を明確にする。

3 委託する業務に応じた法令遵守規則及び業務手順書を委託先に整備させ、これらが本規則及び当社の業務手順書に整合的であることを確認する。

4 総括管理部門は、前 2 項が適正に運用されるよう、委託先に対する監督及び指導を行う。

第 6 章 所管官庁との連絡体制

（所管官庁との関係）

第 21 条 関係法令を所管する官庁からの質問、照会に対応する担当責任者をあらかじめ定める。また、立入調査及び業務改善措置の求め等に対しては、各部門が協働して積極的に協力し、的確に対応する。

第 7 章 報告及び危機管理

（報告及び危機管理）

第 22 条 輸出入関連業務についての事故又は法令違反等（以下「事故等」という。）が発生した際における報告及び連絡体制をあらかじめ整備しておく。

2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に報告するとともに、各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に報告する。

3 総括管理部門は、前項により報告を受けた事故等の内容及び第 9 条の規定に基づき行われた監査の結果を税関及び関連する所管官庁に速やかに報告する。

4 最高責任者及び総括管理部門は、事故等が発生した原因の究明等を行い、その原因に応じて本規則等の改善など、再発防止のための必要な措置をとる。

第 8 章 帳簿書類等の保存

（帳簿及び書類の保存）

第 23 条 通関業法に基づき記載及び保存が義務付けられている帳簿書類を作成する部門及び保管を行う部門を明確にし、それぞれの責任者を定める。

2 保存された帳簿書類及びその修正の履歴は、税関からの照会があったときに速やかに利用可能となるような状態に整理しておく。

3 電磁的記録により帳簿書類を作成又は保存をする場合には、当該作成又は保存に係るシステムの概要、操作説明書等に関する書類を備える。

4 前項に規定するシステムを管理するための体制を整備する。

第 9 章 教育及び研修

（教育及び研修）

第 24 条 総括管理部門は、輸出入関連業務に関する役員及び従業者が常に高いコンプライアンス意識を維持し、貿易関連法令、本規則等に定める事項を浸透させるため、必要な教育及び訓練を定期的かつ継続的に実施する。

2 各部門は、輸出入関連業務を適正に遂行するために必要な業務手順書、関係法令集、参考資料等を整備し、従業者が使いやすい場所に整理及び保管するなど、適時に利用可能となるような状態を維持する。

3 法令監査部門は、各部門の責任者及び従業者の専門的知識の水準が十分かどうかを確認するため、定期監査等によって検証を行う。

4 輸出入関連業務の一部を外部の事業者に委託している場合には、委託先の従業者に対しても教育及び研修を行う体制を整備する。

第 10 章 処分

（処分）

第 25 条 法令及び本規則に違反した従業者は、別に定めるところにより、最高責任者が厳正に処分する。

第 11 章 その他

（規則等の改訂）

第 26 条 本規則及び業務手順書の改訂を行った場合には、改訂後の本規則及び業務手順書を速やかに所管省庁に提出する。

【注】この法令遵守規則の雛形は、国際運送貨物の運送の一部を外部に委託している場合における標準的な法令遵守規則の例示です。

法令遵守規則の制定を検討する場合には、各企業の実情に応じて、本例を参考に、自社に適した法令遵守規則を作成する必要があります。

国際運送貨物の運送業務等に係る法令遵守規則

第1章 総則

（目的及び適用範囲）

第1条 ●●社法令遵守規則（以下「本規則」という。）は、●●社（以下「当社」という。）の国際運送貨物の運送業務及び保税運送等（特定委託輸出に係る運送を含む。以下同じ。）（以下「国際運送貨物の運送業務等」という。）並びに関税法その他関係法令に規定する税関手続きについて、法令を遵守し、業務を適正かつ円滑に遂行することを目的として定める。

2 本規則は、当社が行う国際運送貨物の運送業務等及び関税法その他関係法令に規定する税関手続きに適用する。

（基本方針）

第2条 国際交易の一翼を担う当社は、適正・円滑な輸出入貿易に資する観点から、関税法及びその関連法規を誠実に遵守し、国際運送貨物の運送業務等を適正に行うため、以下を当社の基本方針とする。

- (1) 国際運送貨物の運送業務等の遂行に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- (2) 法令遵守のため必要な社内体制の整備を図る。
- (3) 本規則及び別途策定する業務手順書に定めるところにより、適正に業務を行う。

第2章 組織

（組織）

第3条 法令遵守の観点から、国際運送貨物の運送業務等全般に関する責任・管理体制等について業務の適正な運営を図るため、最高責任者及び下記の部門を置く。

- (1) 総括管理部門（国際運送貨物の運送業務等を総合的に管理する部門をいう。以下同じ。）
- (2) 国際運送貨物運送部門
- (3) 保税運送等管理部門
- (4) 顧客（荷主）管理部門
- (5) 法令監査部門

（最高責任者）

第4条 適正な国際運送貨物の運送業務等の遂行のため、代表取締役又はこれに準ずる者を最高責任者とする。

2 最高責任者は、第2条に規定する基本方針の適正な実施のため、次条各項に定める社内体制を整備するとともに、適正な運営がなされるよう有効な施策を講じる。

（社内体制の整備）

第5条 国際運送貨物の運送業務等の遂行に際しての責任体制を明らかにするため、各部門における業務内容、従業員の権限及び責任の範囲を明確に定める。

- 2 各部門間、本支店間及び各従業員間における情報の伝達及び共有化が確実に行われるよう連絡体制を整備する。また、各部門等における税関その他の関係官庁への連絡体制を整える。
- 3 国際運送貨物の運送業務等に係る知識及び経験に応じて、従業員の適切な配置を行う。
- 4 会計帳簿及び財務書類の作成、保管及び会計監査を行う部門を定め、その責任の範囲を明確に定める。

（総括管理部門）

第6条 最高責任者は、法令遵守の観点から、総括管理部門を設置し、次の業務を行わせることとする。

- (1) 社内体制の整備、本規則並びに業務手順書の策定及び改訂
- (2) 各部門への指示、連絡及び調整
- (3) 危機管理体制の整備
- (4) 社内教育及び訓練の実施
- (5) 国際運送貨物の運送業務等の委託先に対する信頼度の調査、指導及び監督
- (6) 法令監査部門からの勧告に対応する業務改善の措置

（国際運送貨物運送部門）

第7条 国際運送貨物運送部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って国際運送貨物の運送の基本的作業である貨物の搬出入・受渡に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等を把握し、責任をもってこれらの業務を遂行する。

- 2 必要に応じて個別の業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（保税運送等管理部門）

第8条 保税運送等管理部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って運送の基本的作業である貨物の発送・到着に係わる確実な記帳のほか、運送中の貨物の数量、態様等を把握し、責任をもってこれらの業務を遂行する。

- 2 必要に応じて個別の業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（顧客（荷主）管理部門）

第9条 顧客（荷主）管理部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って当社が国際運送貨物の運送業務等を委託する顧客（荷主）について、その資質や経営状況等の把握に努め、責任をもってこれらの業務を遂行する。

- 2 各部門は、必要に応じて個別の業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（法令監査部門）

第10条 法令監査部門は、国際運送貨物の運送業務等に関する法令遵守を実効あるものとするために、次の業務を行う。

- (1) 業務手順書に則った定期的な監査の実施及び各部門における自己監査の支援
- (2) 個別の国際運送貨物の運送業務等が法令及び本規則に適合しているかの審査及び承認
- (3) 監査結果等に基づく法令遵守に係る業務の改善措置の勧告
- (4) 監査結果及び勧告の最高責任者及び総括管理部門への連絡

（各部門における責任者）

第11条 各部門における国際運送貨物の運送業務等を適正に遂行するため、部門ごとに責任者を設置する。

- 2 責任者は、関連法令、本規則及び業務手順書を理解し、これを遵守するため、各部門における国際運送貨物の運送業務等に携わる従業者の指導、監督を行うとともに、業務手順書に基づき適正な指示を行う。

（従業者の責務）

第12条 従業者は、第1章に定める基本方針が企業活動の基本であることを理解し、本規則及び業務手順書に基づき、国際運送貨物の運送業務等を適正に遂行する。

第3章 基本的業務

（国際運送貨物の運送手続）

第13条 各担当者は、当社が行う国際運送貨物の運送業務における手続について、次条から第17条まで及び第23条に定める手続を厳守するものとする。

最高責任者の承認並びに総括管理部門及び法令監査部門の確認を受けた場合などにおいて、船舶、航空機、トラック及び関係施設等の管理部門の責任者が、当該施設等の実情に応じて手続を定めることとしても差し支えない。

（船舶、航空機又はトラック等の管理）

第14条 船舶、航空機又はトラック等に対し無許可のものの侵入を防ぐことにより、船舶、航空機又は貨物自動車等のセキュリティを確保するものとする。

2 船舶、航空機又はトラック等に対するセキュリティ対策は次の各号により実施するものとする。

- (1) 貨物室内外について不審者、不審物等の有無を定期的に検査する。
- (2) 特に船舶及び航空機については、内部と外部を隔てる区画や壁板及び扉板の安全性を確保する。
- (3) 無許可の者の出入、不正が発見された場合の手続きを整備する。
- (4) 特に船舶及び航空機については、積荷目録に記載されないものが発見された場合の手続きを整備する。

（施設管理）

第15条 国際運送貨物の運送業務等を行う者が自ら施設を設置する場合には、外部からの不法なアクセスを防止できるよう、次の各号により施設管理を実施するものとする。

- (1) 適切な施錠を行う。
 - (2) 駐車区域を含む施設内外に適切な照明を設置する。
 - (3) 危険物その他貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、他の貨物と区分して適切に蔵置する。
 - (4) 貴重品その他盗難のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設け、その施設内に蔵置させる。
 - (5) 従業員及び訪問者の駐車区域は、蔵置貨物の保管区域から分離する。
 - (6) 貨物自動車運送事業者が荷主施設等にトラック等を待機させる場合には、当該施設等の管理担当者との協力し、当該トラック等のセキュリティ確保に努める。
 - (7) 警察その他関係当局と連絡をとるための必要な体制を整備する。
 - (8) 不法なアクセスを防止するための適切な警報システムを設置する。
- 2 国際運送貨物の運送業務等を行う者が施設設置者の施設を利用する場合にあっては、当該施設設置者の協力を得て前項に定める施設管理を実施する。

（アクセス管理）

第16条 国際運送貨物の運送業務等を行う者は、次の各号により船舶、航空機、トラック及び関係施設等へのアクセス管理を実施するものとする。

- (1) 無許可で船舶、航空機、トラック及び関係施設等への出入りを禁止する。
- (2) 必要に応じ港湾管理者、空港管理者等（以下、「施設設置者」という。）の協力を受け、以下の内容を含む管理体制の整備に努める。
 - イ 従業員及び訪問者等に対し、身分証等で入退出の確認を行う。
 - ロ 無許可及び不審者等への対応方法を整備する。
- (3) 特に船舶及び航空機にあっては、乗組員及び旅客について、関係法令に従い、乗船名簿等をあらかじめ作成する。
- (4) 携帯品、郵便物その他船舶、航空機、トラック及び関係施設等に持ち込まれる物品等はその安全を確認する。
- (5) 盗難防止のための警報又はアクセス管理のため、適切な警報システムを設置する。

- (6) 当該施設区域への自動車の出入りについては、当該自動車を自動車登録番号等により特定、記録するとともに、駐車中の車両の監視に努める。

（貨物管理）

第17条 国際運送貨物の運送業務等を行う者は、貨物情報を確認できないものが船舶、航空機、トラック及び関係施設等に持ち込まれることのないよう、次の各号により管理体制の整備を実施するものとする。

- (1) 貨物の搬出入・受渡を管理する現場責任者を選任する。
- (2) 貨物は、現場責任者の監督の下で、搬出入・受渡を行う。
- (3) 貨物に対し検数、検量等を行う。
- (4) 貨物及び貨物用機材のマーキング等が適切であることを確認する。
- (5) 海上コンテナについては、コンテナシールが適切であることを確認する。航空コンテナについては、関係法令等に基づきコンテナに対する不法なアクセスを防止する措置が講じられていることを確認する。
- (6) 過小又は過大な積載等、貨物情報に照らし、不自然な積載状況を発見した場合には、直ちに荷主又は関係者に連絡を行う。
- (7) 運送貨物への不法なアクセスを防止するため、これらを適切に蔵置する（船舶及び航空機の場合を除く。）。
- (8) 危険物その他貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、他の貨物と区分して適切に蔵置する。
- (9) 異常事態又は不法なアクセスが発見され、若しくは疑われる場合には、直ちに関係当局へ報告する。
- (10) 輸入貨物の取扱時において、未通関の貨物に積荷目録（又は船荷証券）に記載されていない貨物が発見された場合には、直ちに税関に報告するとともに、荷主及び関係者に連絡を行う。
- (11) 空コンテナの保管に際しては、不法なアクセスを防止できる体制（専用区域の設定、定期的な巡回等）を整備する。
- (12) コンテナへの貨物積込みに際しては、積込み前にコンテナ内外の状態を点検する。
- (13) 海上コンテナについては、貨物積載後のコンテナの施錠に際し、固有の番号を有するシール等により適切に行う。航空コンテナについては、関係法令等に基づきコンテナに対する不法なアクセスを防止する措置が講じられていることを確認する。

第4章 保税運送等に係る手続体制

（運送管理手続）

第18条 各担当者は、船社や荷主からの委託を受けて当社が行う保税運送等に係る保税地域等からの貨物の発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続きについて、第13条から第17条までのセキュリティ対策のほか、次条から第23条までに定める手続きを厳守するものとする。

ただし、最高責任者の承認並びに総括管理部門及び法令監査部門の確認を受けた場合にあつては、各運送管理部門の責任者は、当該部門の実情に応じた手続きを定めることができるものとする。

（発送時管理）

第19条 外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税地域等から発送するに当たっては、次の各号に定める事務を行う。

- (1) 貨物を発送する場合は、当該発送貨物に係る船卸表等の情報と当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を当該貨物管理者とともに確認の上、貨物を搬出する。
保税運送を行う場合にあつては、当該発送貨物に係る船卸表等の情報を基に通関情報処理システム（以下「システム」という。）により運送目録を作成し、保税地域の貨物管理者に提

法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（特定保税運送者用）

示する。

- (2) 提示した書類と当該搬出しようとする貨物の相違を発見したときは、直ちにその内容を運送管理部門の責任者に連絡する。貨物管理部門の責任者はその内容を直ちに管轄税関の保税（取締）担当部門へ報告する。

（運送中管理）

第20条 外国貨物又は輸出しようとする貨物の運送中は、道路交通法等の法令に従い、確実に運送を行うとともに、以下の各号の内容を含む管理体制の整備を行うものとする。

- (1) 貨物及び貨物用機材のマーキング等が適切であることを確認する。
- (2) コンテナシールの施錠状況や外装を確認する。
- (3) 過小又は過大な積載の発見と報告・連絡を行う。
- (4) 運送貨物への不法なアクセスを防止するため、コンテナ等を適切に管理する。
- (5) 運送中に亡失した場合には、直ちにその旨を管轄税関の保税（取締り）担当部門に届け出る。
- (6) 特定保税運送にあつては発送の日から起算して7日以内、保税運送にあつては個々に指定された運送期間内に運送先に到着しないときはその旨を到着予定地を管轄する税関の保税（取締り）担当部門に報告する。なお、この場合においては、貨物にかかる関税等を直ちに納付することとなる。

（到着時管理）

第21条 外国貨物又は輸出しようとする貨物が保税地域等に到着した際には、次の各号に定める事務を行う。

- (1) 到着した外国貨物等と運送目録又は船卸票等とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行う。
保税運送については、具体的には、保税地域の貨物管理者とともに、到着した外国貨物等とシステムにより保税地域に配信される「保税運送承認貨物情報」等を対査して、上記の確認を行う。
- (2) 到着した貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めた時は、直ちにその内容を運送管理部門の責任者に連絡する。運送管理部門の責任者はその内容を直ちに管轄税関の保税（取締）担当部門へ報告する。
 - イ 上記(1)及び(2)で対査した書類に記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準じる異常。
 - ロ 搬入貨物内に、麻薬、覚せい剤又は銃砲刀剣類等輸出入してはならない貨物の存在。

（認定通関業者との連絡体制の構築）

第22条 特定委託輸出に係る運送を行う場合にあっては、第18条から第20条までに定める手続きのほか、以下の方法により認定通関業者との連絡体制を構築する。

- (1) 認定通関業者が輸出者と包括契約を締結している場合には、認定通関業者が行った当該輸出者の梱包がなされる工場・倉庫等に対する現地調査結果の連絡を受けること。
個々の運送にあたっては、認定通関業者が確認した貨物の内容等に係る情報を聴取し、当該情報と運送時に実際に確認した貨物の状況に相違がある場合には、税関に報告するとともに当該認定通関業者に連絡すること。
- (2) 認定通関業者の委託を受けて特定委託輸出に係る貨物管理を行う場合には、認定通関業者に求められている当該貨物管理に係る法令遵守規則を遵守する。
- (3) 認定通関業者より税関検査により検査場への貨物の運送に関する指示があった場合には的確に対応すること。運送中に事故等が発生した場合には、当該特定保税運送者から税関に報告するとともに、認定通関業者に連絡すること。

（顧客（荷主）管理）

第23条 各担当者（営業担当者を含む）は、顧客（荷主）の資質、経営状態等について把握するよう努めるとともに、寄託、検品、取扱いその他要望等で不審な点を認めた時は、速やかに顧客

法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（特定保税運送者用）

（荷主）管理責任者に報告する。顧客（荷主）管理責任者は、当社が行う国際運送貨物の運送等について無用の事故を防止し、健全な保税地域の運営を図る観点から、貨物管理上必要な顧客（荷主）の状況を国際運送貨物運送部門又は保税運送等管理部門の責任者に伝達する。

第5章 他法令の法令遵守規則

（他法令の法令遵守規則）

第24条 総括管理部門は、他法令の法令遵守規則が別に定められている場合又は変更があった場合には、税関に報告する。

第6章 関連会社、提携会社等の指導等

（関連会社、提携会社等への委託及び指導）

第25条 総括管理部門は、各部門が外部の事業者による国際運送貨物の運送業務等の一部を委託する場合には、委託の適否について審査を行うとともに、選定に当たっては委託先の信頼性を十分に把握して各部門に連絡する。

- 2 適正な貨物管理の遂行を図るため、委託先が行うべき業務の内容、責任の範囲、担当者及び責任者を明確にする。
- 3 委託する業務に応じた法令遵守規則及び業務手順書を委託先に整備させ、これらが本規則及び当社の業務手順書に整合的であることを確認する。
- 4 総括管理部門は、前2項が適正に運用されるよう、委託先に対する監督及び指導を行う。

第7章 所管官庁との連絡体制

（所管官庁との関係）

第26条 関係法令を所管する官庁からの質問、照会に対応する担当責任者をあらかじめ定める。また、立入調査及び業務改善措置の求め等に対しては、最高責任者の指示の下、各部門が積極的に協力し、的確に対応する。

第8章 報告及び危機管理

（報告及び危機管理）

第27条 国際運送貨物の運送業務等についての事故、法令違反等（以下「事故等」という。）が発生した際における報告及び連絡体制をあらかじめ整備しておく。

- 2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に連絡するとともに、各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に連絡する。
- 3 総括管理部門は、前項により連絡を受けた事故等の内容及び第8条の規定に基づき行われた監査の結果を所管官庁に直ちに報告する。
- 4 最高責任者及び総括管理部門は、事故等が発生した原因の究明等を行い、その原因に応じて本規則等の改善など、再発防止のための必要な措置をとる。

第9章 帳簿書類等の保存

（記帳・記録）

第28条 法令に基づき作成又は保存が義務付けられている場合には当該帳簿を作成する部門及び保管を行う部門を明確にし、それぞれの責任者を定める。

- 2 保存された帳簿及びその修正の履歴は、所管省庁からの照会があったときに速やかに利用可能となるような状態に整理しておく。

第10章 教育及び研修

法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（特定保税運送者用）

（教育及び研修）

- 第29条 総括管理部門は、関係するすべての役員及び従業者に対して、本規則の方針及び手続きを理解させ、関係法令、税関周知事項の徹底、本規則における各人の職務を明確に把握させるための教育、訓練を定期的かつ継続的に実施する。
- 2 各部門は、国際運送貨物の運送業務等を適正に遂行するために必要な業務手順書、関係法令集、参考資料等を整備し、従業者が使いやすい場所に整理及び保管するなど、適時に利用可能となるような状態を維持する。
- 3 法令監査部門は、各部門の責任者及び従業者の専門的知識の水準が十分かどうかを確認するため、定期監査等によって検証を行う。
- 4 国際運送貨物の運送業務等の全部又は一部を外部の事業者に委託している場合には、委託先の役員及び従業者に対しても教育及び研修を行う体制を整備する。

第11章 処分

（処分）

- 第30条 法令及び本規則に違反した従業者は、別に定めるところにより、最高責任者が厳正に処分する。

第12章 その他

（規則等の改訂）

- 第31条 本規則及び業務手順書の改訂を行った場合には、改訂後の本規則及び業務手順書を速やかに所管省庁に提出する。

付則 この規定は、平成 年 月 日から実施する。

【注】この法令遵守規則の雛形は、国際運送貨物の運送を行う認定通関業者が国際運送貨物の運送の一部を外部に委託している場合における標準的な法令遵守規則の例示です。

法令遵守規則の制定を検討する場合には、各企業の実情に応じて、本例を参考に、自社に適した法令遵守規則を作成する必要があります。

輸出入関連業務及び保税運送等に係る法令遵守規則

第1章 総則

（目的及び適用範囲）

第1条 ●●社法令遵守規則（以下「本規則」という。）は、●●社（以下「当社」という。）が行う通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務（以下「輸出入関連業務」という。）及び保税運送等（特定委託輸出に係る運送を含む。以下同じ。）（以下「輸出入関連業務等」という。）並びに関税法、通関業法その他関係法令に規定する税関手続について、法令を遵守し、業務を適正かつ円滑に遂行することを目的として定める。

2 本規則は、当社が行う輸出入関連業務等及び関税法、通関業法その他関係法令に規定する税関手続に適用する。

（基本方針）

第2条 国際交易の一翼を担う当社は、適正・円滑な輸出入貿易に資する観点から、関税法、通関業法その他関連法規を誠実に遵守し、輸出入関連業務等を適正に行うため、以下を当社の基本方針とする。

- 一 輸出入関連業務等の遂行に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- 二 法令遵守のため必要な社内体制の整備を図る。
- 三 通関業者としての良識をもって業務を行うものとし、社会的な信用及び品位を害するような行為は行わない。
- 四 本規則及び別途策定する業務手順書に定めるところにより、適正に業務を行う。

第2章 組織

（組織）

第3条 法令遵守の観点から、輸出入関連業務等全般に関する責任・管理体制等について業務の適正な運営を図るため、最高責任者及び下記の部門を置く。なお、第2号及び第3号に規定する部門については、原則として、営業所ごとに置く。

- 一 総括管理部門（輸出入関連業務等について第2号から第5号の部門を総合的に管理する部門をいう。以下同じ。）
- 二 通関部門
- 三 保税運送等管理部門
- 四 顧客（荷主）管理部門
- 五 法令監査部門

（最高責任者）

第4条 適正な輸出入関連業務等の遂行のため、代表取締役又はこれに準ずる者を最高責任者とする。

2 最高責任者は、第2条に規定する基本方針の適正な実施のため、次条各項に定める社内体制を整備するとともに、適正な運営がなされるよう有効な施策を講じる。

（社内体制の整備）

第5条 輸出入関連業務等の遂行に際しての責任体制を明らかにするため、各部門における業務内容、従業員の権限及び責任の範囲を明確に定める。

2 各部門間、本支店間及び各従業員間等における情報の伝達及び共有化が確実に行われるよう連絡体制を整備する。また、各部門等における税関その他の関係官庁への連絡体制を整える。

3 輸出入関連業務等に係る知識及び経験に応じて、従業員の適切な配置を行う。

4 会計帳簿及び財務書類の作成、保管及び会計監査を行う部門を定め、その責任の範囲を明確に定める。

（総括管理部門）

第6条 最高責任者は、法令遵守の観点から、総括管理部門を設置し、次の業務を行わせることとする。

- 一 社内体制の整備、本規則並びに業務手順書の策定及び改訂
- 二 各部門への指示、連絡及び調整
- 三 危機管理体制の整備
- 四 社内教育及び訓練の実施
- 五 輸出入関連業務等（通関業務を除く。）の委託先に対する信頼度の調査、指導及び監督
- 六 法令監査部門からの勧告に対応する業務改善の措置

（通関部門）

第7条 各通関部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って通関業務の基本的作業である通関手続における貨物の確認及び関係書類に基づく適正かつ確実な申告並びに当該申告に関連する業務について、責任をもって遂行する。

2 各部門は、依頼を受けた通関手続その他の輸出入関連業務を行うに当たり、定められた業務手順書に従って関係書類の作成等を行う。

3 各部門は、依頼を受けた通関手続において、必要に応じて申告事項と当該申告に係る貨物の現況が一致していることを当該貨物、関係書類により確認するものとする。

4 各部門は、通関業務及び関連業務につき、定められた業務手順書に従って、帳簿を設け、収入に関する事項を記載するとともに通関業務に関する書類を一定期間保存するものとする。

5 各部門は、必要に応じて個別の輸出入関連業務が関税法、通関業法その他関係法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（保税運送等管理部門）

第8条 保税運送等管理部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って運送の基本的作業である貨物の発送・到着に係わる確実な記帳のほか、運送中の貨物の数量、態様等を把握し、責任をもってこれらの業務を遂行する。

2 必要に応じて個別の業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、

法令監査部門の審査を受けるものとする。

（顧客（荷主）管理部門）

第9条 各顧客（荷主）管理部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備し、定められた業務手順書に従って、当社が輸出入関連業務等の依頼を受ける顧客等について、その資質や経営状況等を把握するとともに、通関手続に関する必要な助言及び遵守すべき貿易関係法令等についての教示を行う等、責任をもってこれらの業務を遂行する。

2 各部門は、必要に応じて個別の業務が関税法、通関業法その他関係法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（法令監査部門）

第10条 法令監査部門は、輸出入関連業務等に関する法令遵守を実効あるものとするために、次の業務を行う。

- 一 業務手順書に則った定期的な監査の実施及び各部門における自己監査の支援
- 二 個別の輸出入関連業務等が法令及び本規則に適合しているかの審査及び承認
- 三 監査結果等に基づく法令遵守に係る業務の改善措置の勧告
- 四 監査結果及び勧告の最高責任者及び統括管理部門への報告

（各部門における責任者）

第11条 各部門における輸出入関連業務等を適正に遂行するため、部門ごとに責任者を設置する。

2 責任者は、関連法令、本規則及び業務手順書を理解し、これを遵守するため、各部門における輸出入関連業務等に携わる従業者の指導、監督を行うとともに、業務手順書に基づき適正な指示を行う。

（従業者の責務）

第12条 従業者は、第1章に定める基本方針が企業活動の基本であることを理解し、本規則及び業務手順書に基づき、輸出入関連業務等を適正に遂行する。

第3章 基本的業務

（輸出入通関業務）

第13条 特例委託輸入者から委託を受けて行う特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出者から委託を受けて行う特定委託輸出申告その他の通関手続の依頼を受け、当該申告から許可を受けるまでの手続及び当該手続に関連する業務について、次条から第18条まで及び第28条に定める手続を厳守するものとする。

（通関手続の受注に係る手続）

第14条 第28条第1項及び第2項に規定する手続を行った上で顧客等から通関手続の依頼を受け、場合には、通関依頼書、仕入書その他通関手続に必要な書類が適正に提供されていること及び委任状の内容を確認する。

（通関手続及び貨物の確認）

第 15 条 通関手続を行う際には、次の各号に定める事務を行う。

- 一 依頼を受けた通関手続の内容と前条に規定する必要な書類等の対査確認を行う。
- 二 通関書類の作成に際し、通関手続に係る貨物を正確に把握するため、必要に応じ貨物の内容等について確認を行う。
- 三 通関書類の作成において、課税価格、税表番号、統計品目番号、他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認等を要するか否か等について、疑義がある場合には、法令監査部門に確認するとともに、必要に応じて顧客に情報の提供を求める。
- 四 前号において、なお、疑義がある場合には、税関又は関係官庁に照会する。
- 五 次のような場合については、直ちにその状況を税関又は関係官庁に通報するとともに、総括管理部門に報告する。
 - イ 通関書類に係る貨物又は関係書類等について関係法令の規定に違反している疑いがある場合
 - ロ 通関手続の依頼を受けた貨物又は当該貨物に係る顧客等について不審な点があり、その疑義について確認できない場合
- ハ 第 2 号に規定する確認を行った貨物について、上記ロのほか人の生命又は財産を害するような急迫した危険を生ずるおそれがあると認められる貨物があった場合

（特例申告貨物に係る輸入申告手続）

- 第 16 条 特例委託輸入者の依頼を受けて行う特例申告貨物の輸入申告においては、当該申告に係る顧客の信用状況、資質等を十分に把握するとともに、前条第 2 号に関わらず、当該申告項目と当該申告に係る貨物の現況が一致していることを当該貨物、関係書類等により的確に確認を行う。
- 2 輸入申告に係る貨物の価格に照らして必要な担保が税関に提供されていることを確認する。

（特定委託輸出申告手続）

第 17 条 特定委託輸出申告手続における貨物の確認その他の手続については、第 15 条第 2 号に関わらず、次の各号に定めるところにより行う。

- 一 継続的に特定委託輸出申告を行う顧客等から依頼を受けた場合
 - イ 特定委託輸出申告を継続的に行う旨の依頼を顧客から受けた場合、当該申告に係る貨物の特定保税運送者の名称、輸出の許可を受けようとする保税地域の名称、外国貿易船等へ積み込もうとする開港等について確認する。
 - ロ 特定委託輸出申告に係る貨物が置かれている場所において当該貨物が適正に管理されていることについて、半年に 1 回以上、チェックシート（税関様式 C 第 9170 号）に基づき現地調査を行う。
- ハ 上記ロの調査の結果について、当該調査の都度、当該特定委託輸出申告を行おうとする税関官署に報告するとともに、当該申告に係る貨物を運送する保税運送等管理部門へ連絡する。
- 二 特定委託輸出申告を行おうとする際に、特定委託輸出申告を行おうとする際に、関係書類により当該申告項目と当該申告に係る貨物の現況が一致していることを的確に確認する。ただし、上記ロの調査の結果、当該申告に係る貨物が適正に管理されていなかった場合は、貨物により当該確認を行う。
- ホ 保税運送等管理部門が当該申告に係る貨物を運送する前に、当該保税運送等管理部門へ貨物の記号、番号、品名、数量、申告の時期その他当該貨物を特定するために必要な事項を確実に連絡する。

- ヘ 特定委託輸出申告は、上記二により確認した内容及び関係書類に基づき、通関情報処理システムを使用して行う。
- 二 前号に規定する顧客等以外の顧客等から依頼を受けた場合
 - イ 顧客等から特定委託輸出申告の依頼を受けた場合、当該申告に係る貨物の保税運送等管理部門の名称、輸出の許可を受けようとする保税地域の名称、外国貿易船等へ積み込もうとする開港等について確認する。
 - ロ 特定委託輸出申告を行おうとする際に、当該申告項目と当該申告に係る貨物の現況が一致していることについて、原則として、貨物によりの確に確認する。
- ハ 保税運送等管理部門が当該申告に係る貨物を運送する前に、当該保税運送等管理部門へ貨物の記号、番号、品名、数量、申告の時期その他当該貨物を特定するために必要な事項を確実に連絡する。
- 二 特定委託輸出申告は、上記ロにより確認した内容及び関係書類に基づき、通関情報処理システムを使用して行う。

（検査等への対応）

- 第 18 条 輸出入申告に係る貨物について税関による検査が行われることとなった場合には、速やかに関係書類の提出、検査への対応等を行う。
- 2 特定委託輸出申告に係る貨物について、検査又は運送中の事故等に対応するため、保税運送等管理部門との連絡体制を整備し、次のことを行う。
- イ 検査が必要となった場合には、速やかに保税運送等管理部門へ検査場への運送等の必要な措置を指示する。
 - ロ 保税運送等管理部門が当該申告に係る貨物の運送を開始する前に確認する貨物の内容等について、当該保税運送等管理部門より第 17 条第 1 号ハ及びホ又は第 2 号ハにより連絡した内容と異なる旨の連絡があった場合は、直ちに、貨物の内容等について調査するとともに、その状況を総括管理部門へ報告し、指示を求める。この場合において、報告を受けた総括管理部門は第 32 条第 3 項の規定に基づき直ちに税関へ報告する。
 - ハ 保税運送等管理部門から運送中の貨物について、事故等があった旨の連絡があった場合は、当該保税運送等管理部門に事故等の経緯を確認するとともに、その状況を総括管理部門へ報告し、指示を求める。この場合において、報告を受けた総括管理部門は第 32 条第 3 項の規定に基づき直ちに税関へ報告する。

（保税運送貨物等の運送手続）

- 第 19 条 各担当者は、当社が行う保税運送等におけるセキュリティについて、次条から第 23 条までに定める手続を厳守するものとする。

最高責任者の承認並びに総括管理部門及び法令監査部門の確認を受けた場合などにおいて、船舶、航空機、貨物自動車等、倉庫又は上屋等の管理部門の責任者が、当該施設等の実情に応じて手続を定めることとしても差し支えない。

（船舶、航空機又は貨物自動車等の管理）

- 第 20 条 船舶、航空機又は貨物自動車等に対し無許可のものの侵入を防ぐことにより、船舶、航空機又は貨物自動車等のセキュリティを確保するものとする。
- 2 船舶、航空機又は貨物自動車等に対するセキュリティ対策は次の各号により実施するものとする

る。

- 一 容易にアクセスできる全ての区域に対する物理的検査を行う
- 二 内部と外部を隔てる区画や壁板及び扉板の安全性を確保する（船舶及び航空機の場合に限る。）
- 三 無許可の者の出入、不正が発見された場合の手続きを整備する
- 四 積荷目録に記載されないものが発見された場合の手続きを整備する（船舶及び航空機に限る。）

（施設管理）

第 21 条 国際運送貨物の運送業務等を行う者が自ら施設を設置する場合には、外部からの不法なアクセスを防止できるよう、次の各号により施設管理を実施するものとする。

- 一 適切な施錠を行う。
 - 二 駐車区域を含む施設内外に適切な照明を設置する。
 - 三 危険物又は他の貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、他の貨物と区分して適切に蔵置する。
 - 四 貴重品その他盗難のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設け、その施設内に蔵置させる。
 - 五 従業員及び訪問者の駐車区域は、蔵置貨物の保管区域から分離する。
 - 六 貨物自動車運送事業者が荷主施設等に車両等を待機させる場合には、当該施設等の管理担当者と協力し、当該車両等のセキュリティ確保に努める。
 - 七 警察その他関係当局と連絡をとるための必要な体制を整備する。
 - 八 不法なアクセスに対する適切な警報システムを設置する。
- 2 国際運送貨物の運送業務等を行う者が施設設置者の施設を利用する場合にあっては、当該施設設置者の協力を得て前項に定める施設管理を実施する。

（アクセス管理）

第 22 条 国際運送貨物の運送業務等を行う者は、次の各号により船舶、航空機、貨物自動車等へのアクセス管理を実施するものとする。

- 一 無許可で船舶、航空機、貨物自動車等への出入りを禁止する。
- 二 必要に応じ港湾管理者、空港管理者等（以下、「施設設置者」という。）の協力を受け、以下の内容を含む管理体制の整備に努める。
 - イ 従業員又は訪問者等に対し、身分証等で入退出の確認を行う。
 - ロ 無許可及び不審者等への対応方法を整備する。
- 三 携帯品、郵便物その他船舶等に持ち込まれる物品等はその安全を確認する。
- 四 盗難防止のための警報又はアクセス管理のため、適切な警報システムを設置する。
- 五 当該施設区域への車両の出入りについては、当該車両を自動車登録番号等により特定、記録するとともに、駐車中の車両の監視に努める。

（貨物管理）

第 23 条 国際運送貨物の運送業務等を行う者は、貨物情報を確認できないものが船舶、航空機、貨物自動車等に持ち込まれることのないよう、次の各号により管理体制の整備を実施するものとする。

- 一 貨物の受け渡しを管理する現場責任者を選任する。
- 二 船舶及び航空機にあっては、乗組員及び旅客について、関係法令に従い、乗船名簿等をあらかじめ作成する。
- 三 貨物は、現場責任者の監督の下で、受け渡しを行う。
- 四 船舶及び倉庫にあっては、貨物に対し検数、検量等が行われている。
- 五 貨物及び貨物用機材のマーキング等が適切であることを確認する。
- 六 コンテナシールが適切であることを確認する。
- 七 貨物情報より過大な積載を発見した場合には、直ちに荷主又は関係者に連絡を行う。
- 八 運送貨物への不法なアクセスを防止するため、これらを適切に蔵置する（船舶及び航空機の場合を除く。）。
- 九 危険物又は他の貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、他の貨物と区分して適切に蔵置する。
- 十 異常事態又は不法なアクセスが発見され、若しくは疑われる場合には、直ちに関係当局へ報告する。
- 十一 未通関の貨物に積荷目録（または船荷証券）に記載されていない貨物が発見された場合には、直ちに税関に報告するとともに、荷主及び関係者に連絡を行う。
- 十二 空コンテナの保管に際しては、不法なアクセスを防止できるよう、定期的な巡回等による体制により保管する。
- 十三 コンテナへの貨物積込みに際しては、積込み前にコンテナ内外の状態を点検する。
- 十四 実入りコンテナの施錠に際しては、固有の番号を有するシール等により適切に行う。

（運送管理手続）

第 24 条 各担当者は、船社や荷主からの委託を受けて当社が行う保税運送等に係る保税地域等からの貨物の発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続きについて、第 20 条から第 23 条までのセキュリティ対策のほか、次条から第 26 条までに定める手続きを厳守するものとする。

ただし、最高責任者の承認並びに総括管理部門及び法令監査部門の確認を受けた場合にあつては、各運送管理部門の責任者は、当該部門の実情に応じた手続きを定めることができるものとする。

（発送時管理）

第 25 条 外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税地域等から発送するに当たっては、次の各号に定める事務を行う。

- 一 貨物を発送する場合は、当該発送貨物に係る船卸表等の情報と当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を当該貨物管理者とともに確認の上、貨物を搬出する。
保税運送を行う場合にあつては、当該発送貨物に係る船卸表等の情報を 基に通関情報処理システム（以下「システム」という。）により運送目録を作成し、保税地域の貨物管理者に提示する。
- 二 提示した書類と当該搬出しようとする貨物の相違を発見したときは、直ちにその内容を運送管理部門の責任者に連絡する。貨物管理部門の責任者はその内容を直ちに管轄税関の保税（取締）担当部門へ報告する。

（運送中管理）

第 26 条 外国貨物又は輸出しようとする貨物の運送中は、道路交通法等の法令に従い、確実に運送を行うとともに、以下の各号の内容を含む管理体制の整備を行うものとする。

- 一 貨物と貨物用の機材のマーキング等を確認する。
- 二 コンテナシールの施錠状況や外装を確認する。
- 三 過小・過剰積載の発見と報告・連絡を行う。
- 四 運送貨物への不法なアクセスを防止するため、コンテナ等を適切に管理する。
- 五 運送中に亡失した場合には、直ちにその旨を管轄税関の保税（取締り）担当部門に届け出る。
- 六 特定保税運送にあつては発送の日から起算して 7 日以内、保税運送にあつては個々に指定された運送期間内に運送先に到着しないときはその旨を到着予定地を管轄する税関の保税（取締り）担当部門に報告する。なお、この場合においては、貨物にかかる関税等を直ちに納付することとなる。

（到着時管理）

第 27 条 外国貨物又は輸出しようとする貨物が保税地域等に到着した際には、次の各号に定める事務を行う。

- 一 到着した外国貨物等と運送目録又は船卸票等とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行う。
保税運送については、具体的には、保税地域の貨物管理者とともに、到着した外国貨物等とシステムにより保税地域に配信される「保税運送承認貨物情報」等を対査して、上記の確認を行う。
- 二 到着した貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めた時は、直ちにその内容を運送管理部門の責任者に連絡する。運送管理部門の責任者はその内容を直ちに管轄税関の保税（取締り）担当部門へ報告する。
 - イ 上記(1)及び(2)で対査した書類に記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準じる異常。
 - ロ 搬入貨物内に、麻薬、覚せい剤又は銃砲刀剣類等輸出入してはならない貨物の存在。

（顧客（荷主）管理）

第 28 条 通関手続を依頼する顧客等について、資質、経営状況等について把握するとともに、当該顧客等からの依頼を受けるか否かの判断を行う。なお、当該顧客等について不審な点を認めた場合には、速やかに顧客（荷主）管理部門の責任者に報告する。

- 2 前項に規定する顧客の資質等の把握の際には、当該顧客等について輸出入者コードの保有の有無を確認するとともに、保有していない場合には、保有するよう助言を行う。
- 3 顧客等から通関手続その他の輸出入関連手続について相談があった場合には、各種手続において必要となる書類、各種税関手続における利便性の違い等について助言を行うとともに、それらの手続において遵守すべき貿易関係法令等についての適切な教示を行う。
- 4 顧客等に関する情報その他機密性を有する情報については、適正に活用、伝達、整理するとともに、漏洩することのないよう厳重に管理する。
- 5 保税運送等の各担当者（営業担当者を含む）は、顧客（荷主）の資質、経営状態等について把握するよう努めるとともに、寄託、検品、取扱いその他要望等で不審な点を認めた時は、速やか

に顧客（荷主）管理責任者に報告する。顧客（荷主）管理責任者は、当社が行う国際運送貨物の運送等について無用の事故を防止し、健全な保税地域の運営を図る観点から、貨物管理上必要な顧客（荷主）の状況を国際運送貨物運送部門又は保税運送等管理部門の責任者に伝達する。

第3章第13条から第28条までの具体的な手順については、別に定める業務手順書に規定することとしても差し支えない。

第4章 他法令の法令遵守規則

（他法令の法令遵守規則）

第29条 総括管理部門は、他法令の法令遵守規則が別に定められている場合又は変更があった場合には、税関に報告する。

第5章 関連会社等の指導等

（関連会社等への委託及び指導）

第30条 総括管理部門は、各部門が外部の事業者に出入関連業務等（通関業務を除く。）の一部を委託する場合には、委託の適否について審査を行うとともに、選定に当たっては委託先の信頼性を十分に把握して各部門に連絡する。

- 2 適正な輸出入関連業務等の遂行を図るため、委託先が行うべき業務の内容、責任の範囲、担当者及び責任者を明確にする。
- 3 委託する業務に応じた法令遵守規則及び業務手順書を委託先に整備させ、これらが本規則及び当社の業務手順書に整合的であることを確認する。
- 4 総括管理部門は、前2項が適正に運用されるよう、委託先に対する監督及び指導を行う。

第6章 所管官庁との連絡体制

（所管官庁との関係）

第31条 関係法令を所管する官庁からの質問、照会に対応する担当責任者をあらかじめ定める。また、立入調査及び業務改善措置の求め等に対しては、各部門が協働して積極的に協力し、的確に対応する。

第7章 報告及び危機管理

（報告及び危機管理）

第32条 輸出入関連業務等についての事故又は法令違反等（以下「事故等」という。）が発生した際における報告及び連絡体制をあらかじめ整備しておく。

- 2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に報告するとともに、各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に報告する。
- 3 総括管理部門は、前項により報告を受けた事故等の内容及び第10条の規定に基づき行われた監査の結果を税関及び関連する所管官庁に速やかに報告する。
- 4 最高責任者及び総括管理部門は、事故等が発生した原因の究明等を行い、その原因に応じて本

規則等の改善など、再発防止のための必要な措置をとる。

第8章 帳簿書類等の保存

（帳簿及び書類の保存）

第33条 通関業法に基づき記載及び保存が義務付けられている帳簿書類を作成する部門及び保管を行う部門を明確にし、それぞれの責任者を定める。

2 保存された帳簿書類及びその修正の履歴は、税関からの照会があったときに速やかに利用可能となるような状態に整理しておく。

3 電磁的記録により帳簿書類を作成又は保存をする場合には、当該作成又は保存に係るシステムの概要、操作説明書等に関する書類を備える。

4 前項に規定するシステムを管理するための体制を整備する。

第9章 教育及び研修

（教育及び研修）

第34条 総括管理部門は、輸出入関連業務等に関する役員及び従業者が常に高いコンプライアンス意識を維持し、貿易関連法令、本規則等に定める事項を浸透させるため、必要な教育及び訓練を定期的かつ継続的に実施する。

2 各部門は、輸出入関連業務等を適正に遂行するために必要な業務手順書、関係法令集、参考資料等を整備し、従業者が使いやすい場所に整理及び保管するなど、適時に利用可能となるような状態を維持する。

3 法令監査部門は、各部門の責任者及び従業者の専門的知識の水準が十分かどうかを確認するため、定期監査等によって検証を行う。

4 輸出入関連業務等の一部を外部の事業者へ委託している場合には、委託先の従業者に対しても教育及び研修を行う体制を整備する。

第10章 処分

（処分）

第35条 法令及び本規則に違反した従業者は、別に定めるところにより、最高責任者が厳正に処分する。

第11章 その他

（規則等の改訂）

第36条 本規則及び業務手順書の改訂を行った場合には、改訂後の本規則及び業務手順書を速やかに所管省庁に提出する。

【注】この法令遵守規則の雛形は、国際運送貨物の運送を行っている特定保税承認者が国際運送貨物の運送の一部を外部に委託している場合における標準的な法令遵守規則の例示です。

法令遵守規則の制定を検討する場合には、各企業の実情に応じて、本例を参考に、自社に適した法令遵守規則を作成する必要があります。

第1章 総則

（目的及び適用範囲）

第1条 ●●社法令遵守規則（以下「本規則」という。）は、●●社（以下「当社」という。）が管理又は運営する保税地域における貨物管理及び保税運送等（特定委託輸出に係る運送を含む。以下同じ。）（以下「貨物管理業務等」という。）並びに関税法その他関係法令に規定する税関手続きについて、法令を遵守し、業務を適正かつ円滑に遂行することを目的として定める。

2 本規則は、当社が行う貨物管理業務等及び関税法その他関係法令に規定する税関手続きに適用する。

（基本方針）

第2条 国際交易の一翼を担う当社は、適正・円滑な輸出入貿易に資する観点から、関税法及びその関連法規を誠実に遵守し、貨物管理業務等を適正に行うため、以下を当社の基本方針とする。

- (1) 貨物管理業務等の遂行に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- (2) 法令遵守のため必要な社内体制の整備を図る。
- (3) 本規則及び別途策定する業務手順書の定めるところにより、適正に業務を行う。

第2章 組織

（組織）

第3条 法令遵守の観点から、貨物管理業務等全般に関する責任・管理体制等について業務の適正な運営を図るため、最高責任者及び下記の部門を置く。

- (1) 総括管理部門（貨物管理業務等を総合的に管理する部門をいう。以下同じ。）
- (2) 貨物管理部門
- (3) 保税運送等管理部門
- (4) 顧客（荷主）管理部門
- (5) 法令監査部門

（最高責任者）

第4条 適正な貨物管理業務等の遂行のため、代表取締役又はこれに準ずる者を最高責任者とする。

2 最高責任者は、第2条に規定する基本方針の適正な実施のため、次条各項に定める社内体制を整備するとともに、適正な運営がなされるよう有効な施策を講じる。

（社内体制の整備）

第5条 貨物管理業務等の遂行に際しての責任体制を明らかにするため、各部門における業務内容、従業員の権限及び責任の範囲を明確に定める。

- 2 各部門間、本支店間及び各従業員間における情報の伝達及び共有化が確実に行われるよう連絡体制を整備する。また、各部門等における税関その他の関係官庁への連絡体制を整える。
- 3 貨物管理業務等に係る知識及び経験に応じて、従業員の適切な配置を行う。
- 4 会計帳簿及び財務書類の作成、保管及び会計監査を行う部門を定め、その責任の範囲を明確に定める。

（総括管理部門）

第6条 最高責任者は、法令遵守の観点から、総括管理部門を設置し、次の業務を行わせることと

する。

- (1) 社内体制の整備、本規則並びに業務手順書の策定及び改訂
- (2) 各部門への指示、連絡及び調整
- (3) 危機管理体制の整備
- (4) 社内教育及び訓練の実施
- (5) 貨物管理業務等の委託先に対する信頼度の調査、指導及び監督
- (6) 法令監査部門からの勧告に対応する業務改善の措置

（貨物管理部門）

第7条 貨物管理部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って貨物管理業務の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等を把握し、責任をもってこれらの業務を遂行する。

- 2 必要に応じて個別の業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（保税運送等管理部門）

第8条 保税運送等管理部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って運送の基本的作業である貨物の発送・到着に係わる確実な記帳のほか、運送中の貨物の数量、態様等を把握し、責任をもってこれらの業務を遂行する。

- 2 必要に応じて個別の業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（顧客（荷主）管理部門）

第9条 顧客（荷主）管理部門においては、第5条各項の規定に従い体制を整備するとともに、定められた業務手順書に従って当社が貨物管理業務等を委託する顧客（荷主）について、その資質や経営状況等の把握に努め、責任をもってこれらの業務を遂行する。

- 2 各部門は、必要に応じて個別の業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（法令監査部門）

第10条 法令監査部門は、貨物管理業務等に関する法令遵守を実効あるものとするために、次の業務を行う。

- (1) 業務手順書に則った定期的な監査の実施及び各部門における自己監査の支援
- (2) 個別の貨物管理業務等が法令及び本規則に適合しているかの審査及び承認
- (3) 監査結果等に基づく法令遵守に係る業務の改善措置の勧告
- (4) 監査結果及び勧告の最高責任者及び総括管理部門への連絡

（各部門における責任者）

第11条 各部門における貨物管理業務等を適正に遂行するため、部門ごとに責任者を設置する。

- 2 責任者は、関連法令、本規則及び業務手順書を理解し、これを遵守するため、各部門における貨物管理業務等に携わる従業者の指導、監督を行うとともに、業務手順書に基づき適正な指示を行う。

（従業者の責務）

第12条 従業者は、第1章に定める基本方針が企業活動の基本であることを理解し、本規則及び業務手順書に基づき、貨物管理業務等を適正に遂行する。

第3章 基本的業務

（貨物管理手続き）

第13条 各担当者は、当社が管理又は運営する保税地域に貨物を搬入、蔵置、取扱い、搬出する各段階における貨物管理手続きについて、第14条から第16条までに定める手続きを厳守するものとする。

ただし、最高責任者の承認並びに総括管理部門及び法令監査部門の確認を受けた場合にあっては、各保税蔵置場等の貨物管理部門の責任者は、当該保税蔵置場の実情に応じた手続きを定めることができるものとする。

（搬出入管理）

第14条 輸入貨物の搬入に当たっては、次の各号に定める事務を行う。

(1) 搬入される外国貨物と船卸票、若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写し（以下「搬入関係書類」という。）を対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行う。

具体的には、搬入される外国貨物と搬入関係書類又は通関情報処理システム（以下「システム」という。）により保税地域に配信される「保税運送承認貨物情報」等を対査して、上記の確認を行う。

(2) 外国貨物の搬入が終了した時は、搬入関係書類に貨物の到着年月日、搬入の開始及び終了の年月日を記載するとともに、当該貨物に数量の過不足又は損傷があった時はその内容を注記する。

具体的には、搬入確認を終了したときは、「保税運送承認番号」等をもってシステムへ「搬入確認登録」等を行う。事故貨物等については、「貨物管理番号」毎に事故内容に応じ「搬入確認登録」等を行う。なお、貨物情報が登録されていない貨物については、「システム外搬入確認（輸入貨物）」を利用して「搬入確認登録」を行う。

(3) 上記（2）の処理を行った搬入関係書類に基づき、保税台帳に必要事項を記載し、その搬入関係書類をその写しとともに一定の期間分（一週間程度）を取りまとめて、管轄税関の保税（取締）担当職員に提出する。

(4) 搬入された貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがある と認めた時は、直ちにその内容を貨物管理部門の責任者に報告する。貨物管理部門の責任者はその内容を速やかに管轄税関の保税（取締）担当部門へ連絡する。

イ 上記（1～2）で対査した書類に記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準じる異常。

ロ 搬入貨物内に、麻薬、覚せい剤又は銃砲刀剣類等の存在。

2 輸出しようとする貨物の搬入については、その貨物と搬入関係伝票等とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認した上で、保税台帳に必要事項を記載する。

具体的には、輸出貨物（輸出未通関貨物及び輸出許可済貨物をいう。）の搬入にあたっては、貨物と伝票等又は保税地域に配信される「輸出貨物登録情報」等を対査して、上記の確認を行う。貨物の搬入が終了したときは、輸出未通関貨物については「輸出管理番号」単位で、輸出許可済貨物については「搬出番号」又は「輸出管理番号」をもって「搬入確認登録」を行う。ただし、事故貨物等については「輸出管理番号」毎に「搬入確認登録」を行う。

なお、貨物情報未登録の輸出許可済貨物については、「システム外搬入確認（輸出許可済）」を利用して「輸出許可番号」毎に「搬入確認登録」を行う。

3 輸入貨物等の搬出については、次の各号に定める事務を行う。

(1) 貨物を搬出する場合は、荷主、通関業者、運送業者等貨物を搬出しようとする者から、当該搬出貨物に係る許可書又は承認書（以下「搬出関係書類」という）をあらかじめ提示させ、それらの書類と当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、これらの書類に確認印を押印し、貨物の搬出を認め、必要事項を保税台帳に記帳する。

[システムにより輸入許可等を受けた貨物を搬出する場合は、保税地域に配信される「輸入許可貨物情報」「輸入許可前貨物引取承認貨物情報」「保税運送承認貨物情報」と当該貨物とを対査して、上記の確認を行い、貨物の搬出を認める。搬出確認を終了したときは、保税運送貨物を搬出する場合は「貨物管理番号」等をもってシステムへ「搬出確認登録」等を行う。]

(2) 提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物の相違を発見したときは、直ちにその内容を貨物管理部門の責任者に報告する。

貨物管理部門の責任者はその内容を速やかに管轄税関の保税（取締）担当部門へ連絡する。

4 輸出貨物の搬出については、次に定める事務を行う。

- (1) 輸出の許可を受けた貨物を搬出する場合は、荷主又は通関業者から当該搬出しようとする貨物に係る輸出許可書をあらかじめ提示させ、それらの書類と当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、これらの書類に確認印を押印し、貨物の搬出を認め、必要事項を保税台帳に記帳する。

〔システムにより輸出許可を受けた貨物を搬出する場合は、保税地域に配信される「輸出許可貨物情報」とを対査して、上記の確認を行い、貨物の搬出を認める。搬出確認を終了したときは、「輸出貨物管理番号」等をもってシステムへ「搬出確認登録」（「バンニング情報登録」又は「船積完了登録」を含む）を行う。

なお、貨物情報を有する輸出しようとする貨物を内貨のまま国内に引き取る場合、あるいは滅却承認貨物又は収容される貨物を搬出する等の場合は、「搬出確認登録」（貨物引取り）を行う。〕

- (2) 提示された輸出許可書の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された輸出許可書と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を貨物管理部門の責任者に報告する。貨物管理部門の責任者はその内容を直ちに管轄税関の保税（取締）担当部門へ報告する。

（蔵置管理）

第 15 条 外国貨物（輸入許可前の貨物及び輸出の許可を受けた貨物をいう。以下同じ）又は輸出しようとする貨物については、純粹の内国貨物と混合することのないように区分し、その貨物の積載船名、品名、個数、数量及び搬入した年月日、その他必要な事項についての表示を付けさせた上、区分して蔵置する。

- 2 危険物（消防法別表に掲げる発火性又は引火性のある貨物）又は他の貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、更に一般貨物と区分して蔵置する。
- 3 貴重品その他盗難等のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設けてその施設内に蔵置させる。

（貨物取扱管理）

第 16 条 外国貨物又は輸出しようとする貨物について、「内容の点検」「改装」「仕分け」「その他の手入れ」を行うにあたっては、次の手続きによる。

- (1) 荷主自ら又は荷主立会いの下で行う取扱いについては、貨物管理責任者を通じてあらかじめ管轄税関の保税（取締）担当部門に連絡する。
- (2) 取扱いの年月日、内容等について保税台帳に記帳する。
- (3) 取扱いは担当者自ら又は担当者立会いの下で行う。
- (4) 取扱いの際に、次の事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちに貨物管理部門の責任者を通じて直ちに管轄税関の保税（取締）担当部門に連絡する。

イ 搬入関係書類に記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準ずる異常。

ロ 貨物内に、麻薬、覚せい剤又は銃砲刀剣類等の存在。

ハ その他事故貨物。

- (5) 取扱いが終了したときは、取扱いの内容、月日等を（作業日報等）記録（取扱いの結果、貨物の記号、番号又は数量に変更があった場合は、その記録も併せて作成）し、保税台帳に記帳の後保管する。

具体的には、事前に取扱内容に応じた「貨物取扱登録」を行ったうえ取扱う。取扱作業が終了したときは、終了した旨の「貨物取扱確認登録」を行う。

- (6) 荷主、通関業者等（以下「荷主等」という。）が取扱いを行った結果、貨物の記号、番号又は数量に変更があった場合は、その記録の作成を求め、これに確認印を押印して返付し、その写しについて前記(5)の処理をする。
- (7) 関税法第 69 条の 2 第 1 項各号（輸出してはならない貨物）及び関税法第 69 条の 11 第 1 項各号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物並びに荷主等が 取扱いを行う貨物等、

税関から通報要請のあった貨物の取扱いについては、必ず税関へ通報した上で行う。

- 2 外国貨物又は輸出しようとする貨物について、「見本の展示」「簡単な加工」その他これらに類する行為を行うにあたっては、次の手続きによる。

- (1) 管轄税関の保税（取締）担当部門に『貨物取扱許可申請書』を提出し、取扱いの許可を受ける。
- (2) 上記（1）の手続きを荷主等が行う場合は、その許可書を確認する。
- (3) 本取扱いは『貨物取扱許可書』に基づき担当者自ら又は担当者の立会いの下で行う。
- (4) 取扱貨物の異常については前項(4)による。
- (5) 取扱いが終了したときは『貨物取扱許可書』に基づき貨物を確認の上、管轄税関の保税（取締）担当部門に連絡し、確認を受ける。
- (6) 『貨物取扱許可書』に基づき必要事項を保税台帳に記帳する。

具体的には、「貨物取扱許可貨物情報」が配信されるので、これに基づき取扱いを行う。取扱作業が終了したときは、終了した旨の「貨物取扱確認登録」を行う。

- 3 輸出貨物並びに輸入貨物の税関検査のための搬出入手続きは次による

- (1) 輸出入貨物の見本検査、一部検査又は全部検査が税関検査場で行われ いる場合は、検査指定票『運搬用』及び『倉主用等』が提出されるので、これに所要の事項を記入し『倉主用等』は検査貨物を搬出する際の控えとして整理保管し、『運搬用』は検査貨物の蔵置場所と税関検査場等の間の運搬の確認に使用されるため返却する。
- (2) 検査貨物が税関検査場等から蔵置場所に戻された時は、『運搬用』が再提出されるので、『倉主用等』と照合の上、整理保管する。
- (3) 税関検査による搬出入年月日等必要事項を保税台帳に記帳する。

- 4 見本の一時的持ち出しの場合の手続きは次による。

蔵置中の外国貨物を見本として一時的持ち出す場合は、荷主又は通関業者に対して 税関の許可印が押印された『見本持出許可申請書』の提出を求め、申請書の内容と当該貨物を対査確認の上搬出を認め、必要事項を保税台帳に記帳する。

具体的には、見本を持ち出す場合は『見本持出許可貨物情報』が配信されるので、その内容と貨物を対査確認の上搬出を認め、『見本持出確認登録』を行う。

- 5 公務員による見本採取の場合の手続きは次による。

- (1) 税関職員が見本採取する場合は「検査指定票」を、その他の公務員が 見本採取する場合は、税関の確認印のある「見本採取票」を確認する。
- (2) 保税台帳に採取した貨物の品名等、必要事項を記載する。

- 6 外国貨物を廃棄する場合の手続きは次による。

- (1) 蔵置中の外国貨物の廃棄は、税関の受理印のある「外国貨物廃棄届」に基づき廃棄する。
- (2) 保税台帳に廃棄した貨物の品名等、必要事項を記載する。

- 7 外国貨物を滅却する場合の手続きは次による。

- (1) 外国貨物の滅却は、税関の承認印が押印された「滅却承認申請書」を提出させ、対査確認し搬出（滅却）を認める。
- (2) 保税台帳に搬出（滅却）した貨物の品名等、必要事項を記載する。

（保税運送等におけるセキュリティ）

- 第 17 各担当者は、当社が行う保税運送等におけるセキュリティについて、次条から第 21 条までに定めるセキュリティ対策を講じるものとする。

最高責任者の承認並びに総括管理部門及び法令監査部門の確認を受けた場合などにおいて、船舶、航空機、貨物自動車等、倉庫又は上屋等の管理部門の責任者が、当該施設等の実情に応じた対策を講じることとしても差し支えない。

（船舶、航空機又は貨物自動車等の管理）

- 第 18 条 船舶、航空機又は貨物自動車等に対し無許可のものの侵入を防ぐことにより、船舶、航空機又は貨物自動車等のセキュリティを確保するものとする。

- 2 船舶、航空機又は貨物自動車等に対するセキュリティ対策は次の各号により実施するものとする。

法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（特定保税承認者兼特定保税運送者用）

- 一 容易にアクセスできる全ての区域に対する物理的検査を行う
- 二 内部と外部を隔てる区画や壁板及び扉板の安全性を確保する（船舶及び航空機の場合に限る。）
- 三 無許可の者の出入、不正が発見された場合の手続きを整備する
- 四 積荷目録に記載されないものが発見された場合の手続きを整備する（船舶及び航空機に限る。）

（施設管理）

第 19 条 国際運送貨物の運送業務等を行う者が自ら施設を設置する場合には、外部からの不法なアクセスを防止できるよう、次の各号により施設管理を実施するものとする。

- 一 適切な施錠を行う。
 - 二 駐車区域を含む施設内外に適切な照明を設置する。
 - 三 危険物又は他の貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、他の貨物と区分して適切に蔵置する。
 - 四 貴重品その他盗難のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設け、その施設内に蔵置させる。
 - 五 従業員及び訪問者の駐車区域は、蔵置貨物の保管区域から分離する。
 - 六 貨物自動車運送事業者が荷主施設等に車両等を待機させる場合には、当該施設等の管理担当者と協力し、当該車両等のセキュリティ確保に努める。
 - 七 警察その他関係当局と連絡をとるための必要な体制を整備する。
 - 八 不法なアクセスに対する適切な警報システムを設置する。
- 2 国際運送貨物の運送業務等を行う者が施設設置者の施設を利用する場合にあっては、当該施設設置者の協力を得て前項に定める施設管理を実施する。

（アクセス管理）

第 20 条 国際運送貨物の運送業務等を行う者は、次の各号により船舶、航空機、貨物自動車等へのアクセス管理を実施するものとする。

- 一 無許可で船舶、航空機、貨物自動車等への出入りを禁止する。
- 二 必要に応じ港湾管理者、空港管理者等（以下、「施設設置者」という。）の協力を受け、以下の内容を含む管理体制の整備に努める。
 - イ 従業員又は訪問者等に対し、身分証等で入退出の確認を行う。
 - ロ 無許可及び不審者等への対応方法を整備する。
- 三 携帯品、郵便物その他船舶等に持ち込まれる物品等はその安全を確認する。
- 四 盗難防止のための警報又はアクセス管理のため、適切な警報システムを設置する。
- 五 当該施設区域への車両の出入りについては、当該車両を自動車登録番号等により特定、記録するとともに、駐車中の車両の監視に努める。

（貨物管理）

第 21 条 国際運送貨物の運送業務等を行う者は、貨物情報を確認できないものが船舶、航空機、貨物自動車等に持ち込まれることのないよう、次の各号により管理体制の整備を実施するものとする。

- 一 貨物の受け渡しを管理する現場責任者を選任する。
- 二 船舶及び航空機にあっては、乗組員及び旅客について、関係法令に従い、乗船名簿等をあらかじめ作成する。
- 三 貨物は、現場責任者の監督の下で、受け渡しを行う。
- 四 船舶及び倉庫にあっては、貨物に対し検数、検量等が行われている。
- 五 貨物及び貨物用機材のマーキング等が適切であることを確認する。
- 六 コンテナシールが適切であることを確認する。
- 七 貨物情報より過大な積載を発見した場合には、直ちに荷主又は関係者に連絡を行う。
- 八 運送貨物への不法なアクセスを防止するため、これらを適切に蔵置する（船舶及び航空機の場合を除く。）

法令遵守規則（コンプライアンス・プログラム）の例（特定保税承認者兼特定保税運送者用）

- 九 危険物又は他の貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、他の貨物と区分して適切に蔵置する。
- 十 異常事態又は不法なアクセスが発見され、若しくは疑われる場合には、直ちに関係当局へ報告する。
- 十一 未通関の貨物に積荷目録（または船荷証券）に記載されていない貨物が発見された場合には、直ちに税関に報告するとともに、荷主及び関係者に連絡を行う。
- 十二 空コンテナの保管に際しては、不法なアクセスを防止できるよう、定期的な巡回等による体制により保管する。
- 十三 コンテナへの貨物積込みに際しては、積込み前にコンテナ内外の状態を点検する。
- 十四 実入りコンテナの施錠に際しては、固有の番号を有するシール等により適切に行う。

（運送管理手続）

第 22 条 各担当者は、船社や荷主からの委託を受けて当社が行う保税運送等に係る保税地域等からの貨物の発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続きについて、次条から第 26 条までに定める手続きを厳守するものとする。

ただし、最高責任者の承認並びに総括管理部門及び法令監査部門の確認を受けた場合にあっては、各運送管理部門の責任者は、当該部門の実情に応じた手続きを定めることができるものとする。

（発送時管理）

第 23 条 外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税地域等から発送するに当たっては、次の各号に定める事務を行う。

- 一 貨物を発送する場合は、当該発送貨物に係る船卸表等の情報と当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を当該貨物管理者とともに確認の上、貨物を搬出する。
保税運送を行う場合にあっては、当該発送貨物に係る船卸表等の情報を 基に通関情報処理システム（以下「システム」という。）により運送目録を作成し、保税地域の貨物管理者に提示する。
- 二 提示した書類と当該搬出しようとする貨物の相違を発見したときは、直ちにその内容を運送管理部門の責任者に連絡する。貨物管理部門の責任者はその内容を直ちに管轄税関の保税（取締）担当部門へ報告する。

（運送中管理）

第 24 条 外国貨物又は輸出しようとする貨物の運送中は、道路交通法等の法令に従い、確実に運送を行うとともに、以下の各号の内容を含む管理体制の整備を行うものとする。

- 一 貨物と貨物用の機材のマーキング等を確認する。
- 二 コンテナシールの施錠状況や外装を確認する。
- 三 過小・過剰積載の発見と報告・連絡を行う。
- 四 運送貨物への不法なアクセスを防止するため、コンテナ等を適切に管理する。
- 五 運送中に亡失した場合には、直ちにその旨を管轄税関の保税（取締）担当部門に届け出る。
- 六 特定保税運送にあっては発送の日から起算して 7 日以内、保税運送にあっては個々に指定された運送期間内に運送先に到着しないときはその旨を到着予定地を管轄する税関の保税（取締）担当部門に報告する。なお、この場合においては、貨物にかかる関税等を直ちに納付することとなる。

（到着時管理）

第 25 条 外国貨物又は輸出しようとする貨物が保税地域等に到着した際には、次の各号に定める事務を行う。

- 一 到着した外国貨物等と運送目録又は船卸票等とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行う。
保税運送については、具体的には、保税地域の貨物管理者とともに、到着した外国貨物等とシステムにより保税地域に配信される「保税運送承認貨物情報」等を対査して、上記の確認を

法令遵守規則（コンプライアンス・プログラム）の例（特定保税承認者兼特定保税運送者用）

行う。

二 到着した貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めた時は、直ちにその内容を運送管理部門の責任者に連絡する。運送管理部門の責任者はその内容を直ちに管轄税関の保税（取締）担当部門へ報告する。

イ 上記(1)及び(2)で対査した書類に記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準じる異常。

ロ 搬入貨物内に、麻薬、覚せい剤又は銃砲刀剣類等輸出入してはならない貨物の存在。

（認定通関業者との連絡体制の構築）

第 26 条 特定委託輸出に係る運送を行う場合にあっては、第 25 条から第 27 条までに定める手続きのほか、以下の方法により認定通関業者との連絡体制を構築する。

(1) 認定通関業者が輸出者と包括契約を締結している場合には、認定通関業者が行った当該輸出者の梱包がなされる工場・倉庫等に対する現地調査結果の連絡を受けること。

個々の運送にあたっては、認定通関業者が確認した貨物の内容等に係る情報を聴取し、当該情報と運送時に実際に確認した貨物の状況に相違がある場合には、税関に報告するとともに当該認定通関業者に連絡すること。

(2) 認定通関業者の委託を受けて特定委託輸出に係る貨物管理を行う場合には、認定通関業者に求められている当該貨物管理に係る法令遵守規則を遵守する。

(3) 認定通関業者より税関検査により検査場への貨物の運送に関する指示があった場合には的確に対応すること。運送中に事故等が発生した場合には、当該特定保税運送者から税関に報告するとともに、認定通関業者に連絡すること。

（顧客（荷主）管理）

第 27 条 各担当者（営業担当者を含む）は、顧客（荷主）の資質、経営状態等について把握するよう努めるとともに、寄託、検品、取扱いその他要望等で不審な点を認めた時は、速やかに顧客（荷主）管理責任者に報告する。顧客（荷主）管理責任者は、当社が行う国際運送貨物の運送等について無用の事故を防止し、健全な保税地域の運営を図る観点から、貨物管理上必要な顧客（荷主）の状況を国際運送貨物運送部門又は保税運送等管理部門の責任者に伝達する。

第 5 章 他法令の法令遵守規則

（他法令の法令遵守規則）

第 28 条 総括管理部門は、他法令の法令遵守規則が別に定められている場合又は変更があった場合には、税関に報告する。

第 6 章 関連会社等の指導等

（提携会社等への委託及び指導）

第 29 条 総括管理部門は、各部門が外部の事業者には、貨物管理業務等の一部を委託する場合には、委託の適否について審査を行うとともに、選定に当たっては委託先の信頼性を十分に把握して各部門に連絡する。

2 適正な貨物管理の遂行を図るため、委託先が行うべき業務の内容、責任の範囲、担当者及び責任者を明確にする。

3 委託する業務に応じた法令遵守規則及び業務手順書を委託先に整備させ、これらが本規則及び当社の業務手順書に整合的であることを確認する。

4 総括管理部門は、前 2 項が適正に運用されるよう、委託先に対する監督及び指導を行う。

第 7 章 所管官庁との連絡体制

（所管官庁との関係）

第 30 条 関係法令を所管する官庁からの質問、照会に対応する担当責任者をあらかじめ定める。

法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（特定保税承認者兼特定保税運送者用）

また、立入調査及び業務改善措置の求め等に対しては、最高責任者の指示の下、各部門が積極的に協力し、的確に対応する。

第 8 章 報告及び危機管理

（報告及び危機管理）

第 31 条 貨物管理業務等についての事故、法令違反等（以下「事故等」という。）が発生した際における報告及び連絡体制をあらかじめ整備しておく。

- 2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に連絡するとともに、各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に連絡する。
- 3 総括管理部門は、前項により連絡を受けた事故等の内容及び第 8 条の規定に基づき行われた監査の結果を所管官庁に直ちに報告する。
- 4 最高責任者及び総括管理部門は、事故等が発生した原因の究明等を行い、その原因に応じて本規則等の改善など、再発防止のための必要な措置をとる。

第 9 章 帳簿書類等の保存

（記帳・記録）

第 32 条 法令に基づき作成又は保存が義務付けられている場合には当該帳簿を作成する部門及び保管を行う部門を明確にし、それぞれの責任者を定める。

- 2 保存された帳簿及びその修正の履歴は、所管省庁からの照会があったときに速やかに利用可能となるような状態に整理しておく。

第 10 章 教育及び研修

（教育及び研修）

第 33 条 総括管理部門は、関係するすべての役員及び従業員に対して、本規則の方針及び手続きを理解させ、関係法令、税関周知事項の徹底、本規則における各人の職務を明確に把握させるための教育、訓練を定期的かつ継続的に実施する。

- 2 各部門は、貨物管理業務等を適正に遂行するために必要な業務手順書、関係法令集、参考資料等を整備し、従業員が使いやすい場所に整理及び保管するなど、適時に利用可能となるような状態を維持する。
- 3 法令監査部門は、各部門の責任者及び従業員の専門的知識の水準が十分かどうかを確認するため、定期監査等によって検証を行う。
- 4 貨物管理業務等の全部又は一部を外部の事業者に委託している場合には、委託先の役員及び従業員に対しても教育及び研修を行う体制を整備する。

第 11 章 処分

（処分）

第 34 条 法令及び本規則に違反した従業員は、別に定めるところにより、最高責任者が厳正に処分する。

第 12 章 その他

（規則等の改訂）

第 35 条 本規則及び業務手順書の改訂を行った場合には、改訂後の本規則及び業務手順書を速やかに所管省庁に提出する。

付則 この規定は、平成 20 年 月 日から実施する。

〔別紙様式 2 〕

法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート

特定保税承認者 ☐ 保税蔵置場 ☐ 保税工場	〇 〇 〇 社
☐ 特定保税運送者	
☐ 認定通関業者	

1 体制整備等に関する基本的事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	以下の基本的事項が明記されているか ④ 法令遵守規則は、貨物管理業務、特定保税運送に関する業務等、国際運送貨物の運送又は管理に関する業務、特定輸出入業務又は輸出入関連業務（以下「関係業務」という。）を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。 ⑤ 法令遵守規則が適用される業務等の範囲。	☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO	
	最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。 （注）最高責任者が下記に該当する者か否かについて、十分に注意を払うことが必要である。 指定暴力団への関与が懸念される者。 国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者。	☐ YES ☐ NO	
	法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 ④ 特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合には、規則第4条の5第2号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。） ⑤ 特定保税運送者が定める法令遵守規則にあっては、規則第7条の4第1号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合には、規則第7条の4第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。） ⑥ 認定通関業者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条の7第1号イに規定する各部門及び責任者（申請者が法人でない場合には、規則第9条の7第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。） （注1）上記④から⑥においては、規則第4条の5第1号イ①（規則第4条の10において準用する場合を含む。）第7条の4第1号イ①又は第9条の7第1号イ①に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第4条の5第1号イ③（規則第4条の10において準用する場合を含む。）第7条の4第1号イ④又は第9条の7第1号イ③に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第4条の5第1号イ②（規則第4条の10において準用する場合を含む。）第7条の4第1号イ②）及び③又は第9条の7第1号イ②に規定する部門。以下「事業部門」という。）	☐ YES ☐ NO	

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。 （注2）責任者及び配置する従業員が下記に該当する者が否かについて、十分に注意を払うことが必要である。 指定暴力団への関与が懸念される者。 国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者。		
	各部門について、以下の措置は講じられているか。 ④ 責任者は、当該部門の業務を適正に執行するための権限が賦与され、関係業務に関する必要な知識及び経験を有しているか。 ⑤ 従業員の業務、権限及び責任の範囲が明確にされており、その業務の種類及び量に照らして、適正な数の従業員が配置されているか。 ⑥ 各部門間等の情報の伝達及び共有化が適正に行える体制が整備されているか。	☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO	
	貨物管理業務の一部、特定保税運送に関する業務等の全部若しくは一部、国際運送貨物の運送若しくは管理に関する業務の全部若しくは一部又は輸出入関連業務の一部（寄託を受けた貨物に関する業務（通関業務を除く。以下同じ。）に係る契約の締結及び税関手続が申請者の名により行われ、かつ当該承認申請者が貨物に関する業務について自ら主体となつて行う範囲内のものに限る。以下同じ。）を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に確認され、適正な選定がなされているか。 （注）税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。	☐ YES ☐ NO	
	荷主等から寄託される貨物の保管等を行う保税蔵置場（法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）又は保税工場（法第61条の5第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。）において、荷主等の貨物の把握及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断が適正になされているか。	☐ YES ☐ NO	

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	総括管理部門は、法令遵守の観点から、関係業務を総合的に管理できる立場にあるか。	☐ YES ☐ NO	
	総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) 申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されておらず、又はこれらの業務のうちいずれかの業務が事業部門が行うこととされていても差し支えない。 ④ 社内体制及び法令遵守規則の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。） ⑤ 関係業務に関する各部門に対する指示、連絡及び調整 ⑥ 関係業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答 ⑦ 法令遵守状況の監査の支援 ⑧ 危機管理体制の整備 ⑨ 社内教育及び訓練の計画及び実施 ⑩ 関係業務（通関業務を除く。⑦において同じ。）を委託する関連会社等の信頼度の調査及び委託の適否の判断 ⑪ 関連会社等への関係業務に関する指導及び監督 ⑫ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における、荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断 ⑬ 国際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断	☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO	

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	④ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の資質の把握、輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断	☐ YES ☐ NO	
	⑦ 輸出入者への通関手続、遵守すべき貿易関係法令等に関する指示又は助言	☐ YES ☐ NO	

(2) 事業部門

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	「事業部門」には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。	☐ YES ☐ NO	
	各事業部門は、関係業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注)申請者において関係業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。		
	① 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備	☐ YES ☐ NO	
	② 当該事業部門における業務手順書の整備	☐ YES ☐ NO	
	③ 当該事業部門内における指示、報告等に関する連絡系統の整備	☐ YES ☐ NO	
	④ 当該事業部門と税関その他の関係省庁との連絡窓口の確定	☐ YES ☐ NO	
	⑤ 当該事業部門の業務に関する法令審査体制の整備	☐ YES ☐ NO	
	⑥ 従業員に対する法令遵守の認識及び法令遵守規則の理解の徹底	☐ YES ☐ NO	
	⑦ 監査部門による監査結果に基づき改善勧告を業務手順等に適正に反映させるための体制の整備	☐ YES ☐ NO	
	⑧ 関係業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当部門の設置等）	☐ YES ☐ NO	

3 税関手続の履行に関する事項

(1) 保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続

審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関するし、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。 （注）保税蔵置場又は保税工場に法又はその他の法令に違反する恐れがある貨物を置かないための措置を講じていることが必要である。		
① 保税地域以外の場所に外国貨物（法第30条第1項各号に掲げる貨物を除く。）を置かないこと	☐ YES ☐ NO	
② 法第69条の11第1項第1号から第4号まで、第5号の2及び第6号に掲げる貨物（輸入の目的で本邦に到着したものに限る。）は、保税地域に置かないこと	☐ YES ☐ NO	
③ 外国貨物を置くことができる期間の遵守	☐ YES ☐ NO	
④ 業務の一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督	☐ YES ☐ NO	
⑤ 荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における、荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断	☐ YES ☐ NO	
⑥ 上記④から⑤までのほか、保税蔵置場又は保税工場の許可を受け、た者が行う法第4章第3節又は第4節に規定する手続の適正な履行	☐ YES ☐ NO	

(2) 特定保税運送に関する税関手続

審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
特定保税運送者に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物の保税地域等からの発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続きにおいて、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。		
① 貨物を発送する場合は、当該発送貨物に係る船卸表等の情報と当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を当該貨物管理者とともに確認の上、貨物を搬出すること	☐ YES ☐ NO	

審 査 事 項		自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	㊥ 運送中は、貨物管理体制の整備に努めるとともに、道路交通法等の法令に従い、確実に運送を行うこと	☐ YES ☐ NO	
	㊦ 到着した外国貨物等と運送目録、ポートノート又は Air Waybill 等とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行うこと	☐ YES ☐ NO	
	㊧ 特定委託輸出に係る運送を行う場合にあっては、認定通関業者との連絡体制を構築すること	☐ YES ☐ NO	
	㊨ 業務の一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督	☐ YES ☐ NO	
	㊩ 国際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断	☐ YES ☐ NO	
	㊪ 上記㊦から㊩までのほか、保税蔵置場又は保税工場の許可を受け、た者が行う法第 4 章第 3 節又は第 4 節に規定する手続の適正な履行	☐ YES ☐ NO	

(3) 認定通関業者に関する税関手続

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。）に関するし、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。		
	㊦ 輸入者から依頼を受けた輸入申告について、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に提出されていること及び当該申告に係る貨物の価格に照らして必要な担保が税関に提供されているものであることの確認	☐ YES ☐ NO	
	㊧ 仕入書等の関係書類等に基づく適正な輸入申告の履行	☐ YES ☐ NO	
	㊨ 輸入申告を行おうとする事項と当該申告に係る貨物の現況が一致していることの確認（特例委託輸入者に係る輸入申告においては、顧客の信用状況、資質等に応じた確に確認を行うことが必要。）	☐ YES ☐ NO	
	㊩ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び	☐ YES	

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	検査への対応の準備	☐ NO	
	特例申告に関し、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。		
	① 法第7条の2第2項に規定する期限までに適正に特例申告がされること	☐ YES ☐ NO	
	② 輸入許可書等に基づき適正に特例申告がされること	☐ YES ☐ NO	
	特定委託輸出申告に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。		
	① 輸出者から依頼を受けた特定委託輸出申告について、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に提供されていることの確認	☐ YES ☐ NO	
	② 仕入書等の関係書類等に基づく適正な特定委託輸出申告の履行	☐ YES ☐ NO	
	③ 次のいずれかによる特定委託輸出申告を行おうとする事項と当該申告に係る貨物の現況が一致していることの確認 A 関係書類による確認（継続的に特定委託輸出申告を行う輸出者から委託を受けた場合であって、当該申告に係る貨物が置かれている場所における貨物の管理体制を半年に1度確認し、その結果を税関に報告するものに限る。） B 貨物による確認	☐ YES ☐ NO	
	④ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応の準備	☐ YES ☐ NO	
	⑤ 特定委託輸出申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者へ、当該申告に係る貨物の記号、番号、品名、数量、申告の時期その他当該貨物を特定するために必要な事項の連絡	☐ YES ☐ NO	
	⑥ 税関による必要な検査、運送中の事故等へ対応するための特定保税運送者との連絡体制の整備	☐ YES ☐ NO	
	特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の通関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。		
	① 通関業務以外の輸出入関連業務の全部又は一部を関連会社等へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督	☐ YES ☐ NO	

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	㊦ 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の資質の把握、輸出入者コードの保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断 ㊧ 輸出入者に対し通関手続において必要となる書類、適用される税率、各種通関手続における利便性の違い等について助言するとともに、当該手続において遵守すべき貿易関係法令を教示すること	☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO	
	上記から、のほか、法、通関業法その他の法令に規定する輸出入関連業務に関する手続の適正な履行及び通関業務に係る貨物について必要な確認の的確な履行	☐ YES ☐ NO	

4 貨物管理の履行に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	移動中の貨物について、運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。） 貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の場合に限る。） ① 貨物に係る外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）からの陸揚げの状況、港湾施設又は空港施設その他の保税地域等（以下「港湾施設等」という。）への搬入又は搬出の状況及び当該港湾施設等から保管施設等への移動の状況。 ② 貨物に係る保管施設等から港湾施設等への移動の状況、港湾施設等への搬入又は搬出の状況及び外国貿易船等への積込みの状況。	☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO	
	貨物の蔵置場所において、以下の措置が講じられているか（認定通関業者の認定申請における審査の場合を除く。） ① 適切な保管（亡失、盗難等の防止）を図るための人若しくは車両の出入り又は貨物の搬出入の確認 ② 上記①の確認内容の記録及び一定期間の保存 ③ 施錠、障壁、フェンス、照明等の十分な整備並びに警備員の配置（カメラによる撮影を含む。）及び定期的な巡回警備の実施	☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO	

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	㉔ 管理対象貨物とその他の貨物の区分 ㉕ 保管中の貨物に異常があった場合の管理統括部門への報告など必要な措置	☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO	
	申請者が運送又は管理する貨物の管理のため、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか（特定保税運送者の承認申請における審査の範囲に限る。）。 ㉖ 船舶、航空機又は貨物自動車等に対するセキュリティ対策のための必要な措置の実施 ㉗ 船舶、航空機、貨物自動車等、倉庫又は上屋等への適切なアクセス管理 ㉘ 貨物情報を確認できないものが船舶、航空機、貨物自動車等、倉庫又は上屋等に持ち込まれることを防ぐための管理体制の整備 ㉙ 自ら施設を設置する場合には、外部からの不法なアクセスを防止するための適切な施設管理の実施 ㉚ 施設設置者の施設を利用する場合にあっては、上記㉖から㉙までに定める施設管理の実施。	☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO	
	貨物の管理を運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合又は貨物管理業務の一部を他の者に委託する場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。 （注）倉庫業者においては、特定保税承認者であること、フォワーダー等においては、特定保税運送者又は国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましく、特定保税承認者又は特定保税運送者である場合には、本事項の審査を要しない。	☐ YES ☐ NO	
	依頼を受けた通関業務に係る貨物について、セキュリティの確保の観点から必要な確認（人の生命又は財産を害する急迫した危険を生ずるおそれがあると認められる貨物の有無の確認をいう。）を行う体制を整備しているか（認定通関業者の認定申請における審査の範囲に限る。）。	☐ YES ☐ NO	
	上記により危険貨物を発見した場合には、当該貨物の隔離、除去、関係省庁への通報その他人命及び周辺の地域における安全を確保するために必要な措置を講ずるための体制を整備しているか。	☐ YES ☐ NO	

5 監査体制

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	法令遵守規則の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。 （注）申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。 ① 適格な監査人の選定 ② 監査対象部署の適正な選定と明確化 ③ 監査事項の適正な設定と明確化 ④ 監査時期の適正な設定と明確化 ⑤ 監査方法の高度化に向けた随時の見直し体制	☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO	
	監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。 ① 最高責任者及び総括管理部門への報告体制 ② 監査の対象となった事業部門に必要な改善措置が速やかに報告され、それが確実に履行される体制	☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO	

6 他法令の遵守規則に関する事項

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	他法令の遵守規則が定められている場合（貨物管理業務の一部、特定保税運送に関する業務等、国際運送貨物の運送若しくは管理に関する業務の一部又は輸出入関連業務の一部を他の者に委託している場合で、当該委任を受けた者が他法令の遵守規則を定めている場合を含む。下記において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。	☐ YES ☐ NO	
	他法令の遵守規則に関して、次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。 ① その内容に変更があった場合であって、その変更内容が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告 ② 他法令の遵守規則に関して事故又は違法行為等があった場合であって、当該事故又は違法行為等が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告	☐ YES ☐ NO	

7 関連会社等の指導等に関する事項

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	申請者の関係業務に関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、貨物管理業務の一部を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが契約書等によって明らかにされているか。	☐ YES ☐ NO	
	申請に当たり求められる税関手続及び貨物管理の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。 （注）契約書等において明記されていることが望ましい。	☐ YES ☐ NO	
	関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。	☐ YES ☐ NO	

8 税関との連絡体制に関する事項

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	税関との連絡を担当する者（又は部署）は確立されているか。	☐ YES ☐ NO	
	次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 ① 令第42条第5項、第50条の4第5項、第55条の5第5項又は第69条第5項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 ② 関係業務に関する貨物について、事故等が発生した場合及び不審な点又は不審な情報があった場合。 ③ 関係業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。 ④ 税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合。	☐ YES ☐ NO	

9 報告及び危機管理に関する事項

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	社内における連絡体制は、例えば、以下の手順によって行われるように整備されているか。 ① 各部門の担当部署から当該部門の責任者への報告。 ② 当該責任者から総括管理部門への報告。 ③ 総括管理部門から最高責任者への報告。 ④ 各部門の責任者から他の部門の責任者への報告。	☐ YES ☐ NO	
	次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記により報告されるときも、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。 ① 関係業務に関する貨物に係る事故等が発生した場合。 ② 関係業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。	☐ YES ☐ NO	

10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	帳簿書類又は保稅帳簿の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか。		
	④ 帳簿書類又は保稅帳簿の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化	☐ YES ☐ NO	
	⑤ 帳簿書類又は保稅帳簿への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備	☐ YES ☐ NO	
	⑥ 税関からの閲覧等の要請に速やかに対応するための手順及び体制の整備	☐ YES ☐ NO	
	帳簿書類又は保稅帳簿の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。		
	④ 帳簿書類又は保稅帳簿の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。	☐ YES ☐ NO	
	⑤ システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及び責任者が特定されるなど、その管理体制が整えられていること。	☐ YES ☐ NO	
	⑥ 税関から要請があった場合には、直ちに見読可能な状態でシステムに記載されている内容を呈示することができること。	☐ YES ☐ NO	

11 財務状況に関する事項

	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	財務状況に関し、次に掲げる措置が講じられているか。		
	④ 会計帳簿及び財務書類の作成及び保管等を担当する部署及び責任者の明確化	☐ YES ☐ NO	
	⑤ 会計監査に関する体制の整備	☐ YES ☐ NO	
	⑥ 関税若しくは国税に関する納税義務の履行又は手数料の納付に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生の状況等を税関へ連絡するための手順及び体制の整備	☐ YES ☐ NO	

12 教育及び研修に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
関係業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。		
① 教育及び研修を企画し、定期的かつ継続的にこれを実施する体制の整備	☐ YES ☐ NO	
② 教育及び研修の企画及び実施を担当する部門又は部署及び責任者の明確化	☐ YES ☐ NO	
③ 管理者及び従業員に対して、法令遵守規則及び税関手続に関する理解を深めさせるとともに、専門的知識を習得するために十分な内容及び時間の設定	☐ YES ☐ NO	

13 懲罰に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
従業員等について法令遵守規則又は法令に違反する行為があった場合の懲罰に関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられているか。	☐ YES ☐ NO	

臨時開庁手数料の廃止等について

平成20年4月から、臨時開庁手数料が廃止され、手続きも簡素になりました。

臨時開庁手数料が廃止されました

これまで、夜間や休日などに税関手続きを求める際に必要とされていた「臨時開庁手数料」が廃止され、無料となりました。

手続きが簡素になりました

夜間や休日などであっても、税関職員が常駐している時間帯（「税関官署の開庁時間」^{（注）}）は、税関への申請手続きが不要となりました。

また、上述の開庁時間外における申請手続きについても、従来の承認制から事前の届出制に変更され、必要な手続きも簡素になりました。

（注）各税関官署の開庁時間は、税関ホームページをご覧ください、最寄の税関にお問い合わせ下さい。